

第十九回 参議院農林委員会會議録第三十七号

昭和二十九年五月十八日(火曜日)午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君

理事 宮本 邦彦君 戸叶 武君

委員 雨森 常夫君 重政 庸徳君 横川 信夫君 上林 忠次君 北 勝太郎君 河野 謙三君 江田 三郎君 河合 義一君 鈴木 一君

衆議院議員

金子 眞重郎君 川俣 清吾君

政府委員 農林政務次官 平野 三郎君 農林省農林 小倉 武一君 経済局長 大坪 藤市君 農林省畜産局長 前谷 重夫君 食糧庁長官 松尾 泰一郎君 通商産業省 事務局長 倉田 吉雄君

衆議院議員

金子 眞重郎君 川俣 清吾君

臨時確安需給安定法案(内閣提出) 衆議院送付(第十八回国会継続)

農林政策に関する調査の件 (糖業に関する件)

酪農振興法案(内閣提出、衆議院送付)

委員長(片柳眞吉君) それでは只今から委員会を開会いたします。

最初に、臨時確安需給安定法案を議題にいたします。かねて通商産業省及び日本開発銀行に対して要求されておりました確安コストに関する資料につきまして、昨日の委員会におけるお話し合に従いまして、通産省関係のもの、即ち三社分でありますが、これは通産省所持のもの、又開発銀行のものは開発銀行所持の写しを通産省を通じて提出されましたので、本日お手許にお配りいたしておきましたので御了承を願いたいと思います。これらの資料に対する質疑は目を改めて行うことにいたします。本日は先に衆議院における本法律案に対する修正がございましたので、その理由について衆議院の代表から説明を聞くことにいたしたいと思います。

衆議院議員(金子眞重郎君) 只今委員長から御指示がありました臨時確安需給安定法案に対して衆議院で相当大幅に修正いたしましたので、その修正の提案者の一人といたしまして概略その趣旨を御説明申し上げます。

御説明申し上げますので、修正案の要綱を御説明申し上げます。修正案の要綱を御説明申し上げます。

修正案の要綱の第一の「本法の適用対象を硫酸アンモニア及び政令で定めるその他の重要肥料とすること。このため題名を「臨時肥料需給安定法」に改め「確安審議会」を「肥料審議会」に改める等関連条項の整理を行うこと。」といたしましたのであります。この理由を申し上げます。この確安の需給安定のため当初政府から提出されました法案であります。この法案が相当長い期間に亘りまして審議されております。たまたま最近のごとき事情になつて参りまするといふと、当時確安の出血輸出をしたその犠牲を農民に被せるといふことから端を発しました確安問題が、確安需給安定法として出発したのであります。その長い審議の期間において、その確安の生産原価を抑えて行くといふこと、それから現段階の確安原価がどこまで引下るかといふことに対しては我々審議を相当慎重にいたしましたのであります。そのほか、そうはつきりした自信を持つまでに至らないといふのが率直な考え方だと思つてあります。一方におきまして、その他の例えれば輸入に待ちますところの加里にいたしましても、過燐酸原料にいたしましても、日本のドルの手持、その他貿易関係からいたしまして、単なる確安だけでなく、その他の肥料に対しても国家が直接乃至間接に一つの指示政策をやらなければならないような事情が出つつあるのではないかと、こういう今の情勢に鑑みまして、この肥料はその他の燐酸肥料、加里肥料に至るまで確

安肥料審議会の意見によつて、政府は政令で指示することができる、政令で指定したものに對してはこの法律の枠の中へ入れて行くと、こういう考え方をいたしましたのであります。これが第一の一番基本的な大きな修正でありますので、特に内容を申上げた次第であります。

第三番目の「保管団体の指定は、農業者を直接又は間接に構成員とする団体に限るものとする」と、現段階で率直に申し上げますと、これは全購連に当るわけでありませんが、なぜこれを消費者団体という形にはつきり打出したかと申しますと、これは消費者、この保管団体をめぐつて将来いろいろ争いができることも予測されますが、ただなれば保管団体は消費者の団体でなければならぬかと申しますと、御承知の目的が、不時の災害、又は全国的に見ましたときに、特定の個所で特に品薄になつて肥料が時期的に暴騰する、こういうような場合を予測いたしましたので、そうして一カ年消費に對する約一割の肥料を全国数カ所にチャージいたしました。それを最前申上げたような肥料暴騰の機会には、その事前にこれを放出するといふことが目的でありますので、若しこれを肥料を商うことによつて利益を得るといふことが目的である機関であるといふことを申し上げます。一方自分の手持といふものがありますからして、その放出を速かにすることは自分の商行為の上に利益を少くすることになり、それが消費者の、いわゆる農民の消費する立場の団体であるならば、それによつて手持が少くなつても、新らしいもので總體的に農民は肥料の暴騰を防ぎ得る、即ち安い肥料が買ひ得る、こういう原則から行きますと、これはどうしても消費者でなければならぬといふ

こういう見解を持つたのでございませう。

第四番目の「農林大臣が、保管団体に体して買取の指示をする肥料の数量は需給計画で定めた調整保留数量の範囲内とすること。これはこの字句の現わし方としては御了解になりにくいような字句でありますけれども、これはこういうことなんでしょう。農林大臣は、例えば一カ年百七十万トンの肥料を使うという場合に、各会社に對してその十七万トンを割当てて、そうして調整保留分として計画を立てさせる。併しながら、この保留分の十七万トンというものは、どういふふうな場合でも全部一気に全購運なり、その指定団体に、保管団体に全部そのまま買わせるということのように前の法律ができておりましたので、これは一応計画には立てるが、その中から必要度のものを買つて行けばよろしいのだ。例えば内地需要がそれだけの一割の計画は立ててみたけれども、實際的時期に見て参りますと、それだけの必要がないという場合には、その一部を保管団体に買わせ、一部は輸出に廻すということをやるようにするほうが、国費を少く使うことにもなり、合理的ではないかと、こういう考え方から第四の問題を出したわけでありませう。

それから第五の「農林大臣が保管団体に對して、保管肥料の譲渡その他の指示をする場合において、災害その他緊急の場合には、予め肥料審議会に諮ることを要しないこととする。但し、この場合、農林大臣は、遅滞なく、肥料審議会にその旨を報告しなければならぬものとする。」原案におきましては、農林大臣はこの保管

肥料の譲渡その他の指示をする場合において、必ず肥料審議会の意見を聞くということがその前提であつたのであります。そういうふうな過程を経たおきまして、災害或いは肥料の地域的な暴騰というものに對して即座に間に合いかねる心配がありますので、農林大臣は保管団体と相談してそれを処理いたしました。事後報告として審議会にその旨を報告することも許される、こういうことを第五点で修正いたしましたのであります。

第六点は、「政府は、必要があると認めるときは、保管団体が農林大臣の指示にもとづいてする肥料の買取及び保管に必要な資金について、融通のあつたその他適切な措置を講ずるものとする。」これは書いてある通りであります。

第七番は、「肥料の販売価格の最高額を定める場合には、その参し、或る事項に肥料の国際価格を加えること。」これは政府が審議会によりまして最高価格を決定する。その決定方式については、政府当局から御説明があつたと存じますが、そのときの各種の斟酌材料の中へ、肥料の国際価格というものが一応斟酌の条項の中に加えよう、こういうことであります。

第八は、「肥料審議会は、日本硫安輸出株式会社の業務に関する重要事項についても調査審議すること。」これは原案によりまして、この日本硫安輸出株式会社というものは、商法による一つの会社であるために、業務監督というふうな面については余り強く出ておらなかつたのであります。併し、一面から言ふならば、一つの国策会社の性格を持つております

ので、而もその赤字をカバーするのにも、政府の別途の施策なしには赤字をカバーできないという原則の上に立つておられますので、従つて肥料審議会は硫安の輸出会社に対して、適当な会計の内容であるとか、或いはその中の損益の状態というふうなものについて調査も、審議もできる、こういうことを加えたのでございませう。

それから第九番の「肥料審議会の委員九人以内とあるのを十五人以内で改めその構成を次のようにするものとする。」、そういういたしました肥料の生産業者を代表する者三人以内、肥料の販賣業者を代表する者二人以内、肥料の消費者を代表する者三人以内、学識経験のある者七人以内、こういういたしましたのでございませう。で、学識経験者というものを、殊に七人というふうな大幅に特に挙げましたのは、この内容の含みといたしましては、各種の審議会のうち、国会議員が法律の上から当然入ることに規定いたしましたものと、それから米価審議会のように、法律として入つておられないが、實質的に国会議員が入つておられる、こういう二色の委員会があるのではありません。又全然入つておられない委員会もあるのではありませんが、国会議員がこの各種の審議会の中に入ることは是非につきましても、いろいろの議論があるのでもございませうが、私どもの考え方といたしましては、国会議員が入らない審議会というものが、非常にややもすると低調であつて、審議が活潑に十分になされな嫌いがある、こういうこともまま拜見しておるのであります。又国会議員というものが入つておることによつて、むしろこれがバックにある政党的

な一つの考え方というか、色合というものもちらり／＼と出るために、必要以上に論議がこまやかになつて参ります。という欠点も見ておるのであります。そこで今回の場合は、大体において国会議員の、衆参両院から議員としてというよりか、むしろ学識経験者という形において入り得るゆとりをここに五人置きまして、そして一つの折衷をしたような考え方でありませう。そういうふうな人数を大幅に九人から十五人に挙げまして、殊にその中の学識経験をある者という項に對して、二人を七人に増員したわけでありませう。

以上が臨時硫安需給安定法案に對する修正要綱のあらましを御説明したわけでございますが、この要綱によりまして、お手許にございませうな法案修正にいたしましたわけでございます。○衆議院議員(川俣清吉君) ちよつと一点だけ補足説明をいたしたいと思ひます。

修正案の第四項、法案によりまして第六条の四項になります。いわゆる保管保有数量は、御承知のように価格調整のためと、需給調整のためと兼ねたものでございまして、従いまして、これらの数量を確保することは、価格調整と需給調整の二面を支持つておるわけでありませう。これをいつ買つかとすることになります。という、買ひ方の時期或いは数量によりまして、むしろ価格の値上りを来たす、擬入れをするような結果に相成ると思はうのであります。非常に品不足のときに保管数量を、保有数量を買取るときは却つて市場の品を不足するような結果になりますので、価格の高騰を来たすような結果と相成りますので、需給計

画には一定数量を持ちまするけれども、いつ如何なる時期でどの程度買つかというふうなことに對して、價格調整の意味を十分發揮させるために修正を加えたのでございませう。この点を附加して補足説明いたしておきます。

○委員長(片柳眞吉君) 本日は説明をお聞きいたしました。全体の質問は次回以降にしたいと思います。よろしゅうございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めませう。

○委員長(片柳眞吉君) それでは次に糖業の件を議題にいたします。去る二月二十六日、砂糖協定の是正に關し、農林、通産及び大蔵三大臣に申入を行ひ、これに對して三月八日回答が戻りましたが、なお不十分でありましたため、三月九日重ねて申入を行ひ、三月十八日まで回答を求めておきましたところ、三月十九日の当委員会において、農林政務次官及び食糧庁長官から、今少しく時日をかしてもらいたい旨の申出があり、今日に至つておるのであります。その間約二ヶ月を経たおきまして、本日はこの問題に對して政府の方針を聞くことにいたしたいと思ひます。本日は食糧庁長官の出席を得ておきます。なお通産省のほうは今出席を要求中でありませう。

○政府委員(前谷重夫君) 先般の当委員会におきまして、砂糖の問題につきまして、応急対策として御報告を申上げましたのでございませうが、恒久対策につきましては、いろいろ他の物資或いは制度的な関連もございませうので、検討いたしましたという旨を申上げておつ

たわけでございます。現在の状態を御報告申し上げますと、制度的に恒久制度として一つの制度を設けるといふことにつきましては、未だ時期尚早ではないだらうかというふうに考えまして、行政的な方法において、そうして糖価の安定を図つて参りたいというふうに考えておられます。常時糖業メーカーから生産出荷の実績を徴収いたしまして、その状況、輸入の状況等を考えまして、そうして行政的な運営によりまして、できる限り糖価の安定を図つて参りたいという考えでおられます。現在の状態におきましては、輸入の一応の見通しが立つておられます。九月までは四十万トンの輸入といふことになつておられるわけでございます。下半期の外貨の問題につきましては、まだ一応の見通しでございまして、確定はいたしておらないわけでございますが、一応上半期の輸入の促進を図りまして、糖価の推移を見て行政的にこれを指導して参りたい、こういう考え方でおられるわけでございます。

○江田三郎君 この行政措置で糖価の安定を図るといふことですが、ただ、今の説明で行きますと、九月までの輸入見込四十万トンというだけで、これをどういうような形で輸入して行くかという点については、何も説明がないのですが、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(前谷重夫君) 四十万トンにつきましては、最終的な国別の見通しは立てておりませんが、大体におきましてキューバの關係におきましては、大体は四十万トン程度であらうといふふうに予想いたしております。こ

れはキューバとの貿易協定によりまして変動があるかと思ひますが、そういう見込を立てておられます。それからインドネシアにつきましては、大体十、三万トン程度が考えられるのじやなからうか、それから残余は台湾糖が考えられるのじやないか、こういう大體の検討をしておられます。具体的には台湾糖につきまして、最近の情勢といつたしましては、差当り十二万トン程度の見込が付けておられる、こういうことであります。

○江田三郎君 輸入の方式は……○政府委員(前谷重夫君) 輸入の方式につきましては、キューバ及びインドネシア、台湾、それら特殊の事情があるのであります。キューバ糖につきましては、ストレートになるか、リンクになるか、まだ明白ではないわけでございますが、リンク的な公算も多いのじやなからうか、こういうふうな考えをしております。台湾の場合につきましては、ストレートの考えでおられるわけでございます。インドネシアにつきましては、一応ストレートで入るだらうと思ひますが、御承知のように、インドネシアにつきましては、貿易關係の決済事務の問題がございまして、インドネシアの物産の輸入の促進、こういう面がございまして、我々としてま

は、糖価安定の考え方といたしましては、糖価の状態によりまして、直消糖を或る程度の状態によつて入れる必要があるのじやなからうかという点も考えられますが、その糖価の推移如何だと考えておられます。その場合におきましては、例えば現在通産省におきまして、インドネシアの砂糖の輸入については、インドネシア物産の輸入とい

う形が条件付になつております。これはそのときの品目率、糖価の事情等によつて、そういう糖価対策として直消糖を入れるような場合におきましては、その面を更に再検討してもらいたいという希望を持つておられるわけでございます。それでお尋ねの輸入の方式でございますが、これはリンクになりませんが、或いは直接になりまして、先般の急対策といつたしまして、インポーター割当についての業者発注制度をとつたわけでございます。これにつきましては大體実施が進行中でございます。この問題につきましては、我々としていたしまして、改善を加える必要がある面について、改善を加えなければならぬといふのは改善を加えなければならぬといふのは、改訂の状況の下に、先般の実施の状況を更に実需者団体から報告をとりまして十分検討いたしたい、かように考えております。

○江田三郎君 リンクの方はこれは別にかれこれ言つたところで仕方がない問題ですが、そのほかの分についての輸入の方式について、今お話がございまして、実需者の発注証明によるインポーター割当という制度ですね。これは私制度としては基本的には確かに糖価の暴落を防ぎ得たと思ひます。ただ実際の細かなやり方については、私どもが見て果してこれが実需者であるのかどうか、実績、実需者としての資格を備えておるかどうかという点について疑問を持つようないふものがあつて、そういう点は今おつしやるように検討をして頂きたいと思ひます。それから実績に対していろいろ検討しな

なりませんが、何か聞くところによりまして、今度の九月までの輸入については製糖工業会なり、或いは砂糖の輸出入協議会のほうは、それら輸入方式について、まあインポーター割当なり、実需者の問題について政府のほうへ要請をしておられるようですが、その点、今検討をしておられるのは、基本的にはどういふことを意味しているかといふことをもう少し詳細に聞かして頂きたいと思ひます。それでつまずきつづばらんに言へば、本当に実需者としての資格を実績的に、今回の措置によつて実績でもはつきり示したものであるについては依然としてそういうものを考へて行くのか、或いは検討してという意味は、もはやそういう制度は根本的にやめるべきだといふような立場からの検討なのか、その点は一併検討してというの幅が広いのですから、もう少しはつきりおつしやつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) この九月までの輸入の問題につきましては、一度に輸入の割当を公表する形になつておられません。差当り現在考えておられるものは、四一六と七一九に分けて考へております。ただ四一六につきましては、相手国との交渉の面その他の面で一度に行かない場合もあらうかと思ひます。差当り現在交渉いたしておられます。この点につきましては、値段がきまり次第早急に公表したいと思ひ考へておられます。只今の御指摘の点につきましては、我々としていたしましては、実需者の発注証明につきましては、いろいろ実施をいたしております。只今江田委員のお話の通り改正しなければならぬ点が多々ある

のじやなからうか、こういうふうな考へておられますので、これを只今のようによめるための点と、或いは存続する、むしろもつと白紙に帰つてこれを検討したらどうかという点を検討いたしておられるわけでございます。

○江田三郎君 ちよつとそれをはつきり……○政府委員(前谷重夫君) ただ、今度の実績によりまして、フランクにこれを検討したい、こういうふうな考へておられますが、考え方といたしましては、直消糖についてそういう必要がある場合には、その範囲その他が非常に問題でございますが、必要な場合にもそういう措置も併せて考へる必要があるのじやなからうかという考へ方を持つておられます。具体的にこれをどういふ範囲でどういふやり方をやるかという点については、実施状況の報告をとり、その実績を見てやり方等についても考へて行きたい、かように考へておられます。

○江田三郎君 どうも今のお答え、ちよつとこつたわけのわかつたやうな、わからんやうな、いわゆる政治的な御答弁をされたんでわからんのです。もう一遍聞きますが、大体砂糖の価格というものが、四一九に例へば四十万トンというものが入りさすれば、これは安定するのじやないかという点については私も非常に疑問を持つておられるわけなんです。去年の暮から今年の春へかけての暴騰にしても、ただこれは需給の關係だけではなかつたと思ひます。そこいらの要素が入り込んでおつたと思ひます。投機的な要素も思惑的な要素も入り込んでおつたと思ひます。そこでまあ今年の外貨事情

三

第九部 農林委員会會議録第三十七号 昭和二十九年五月十八日 【参議院】

というものがどうなるかということ
は、これは正確には勿論わからんこと
ですが、併し現に特需の収入にしても
七億一千万ドル程度予定されておつた
ものが、今の見込では五億程度に下る
のではないかと、こういうことも出てお
るし、一応外貨事情がそのような形で
窮乏になると、どうしてもこれはやは
りもう一遍思慮の対象にされるという
虞れが非常に強いと思う。それでまあ
この前ああいう実需者割当でやられま
したが、もう一遍繰返して言います
と、あの中には、私どもが見て本当に
実需者の資格がないとしか思われな
いような団体も確かにあつたわけ
です。併し同時に又まじめに最終段階まで本
当に配給して行くんだ、こういう団体
もあるわけなんです。ともかくああいう制
度によつて、一応あの思慮というもの
に対して、ほかの要素も勿論ありま
す。ありますけれども、あれも一つの
原因になつて、あの思慮のべら棒に高
い相場というものが抑えることができ
たのであつて、これは検討を要する面
はあるけれども、併し制度としては非
常に面白い制度だつたと思ふ。ただ根
本的に、さつきおつしやいましたよう
に、恒久制度を根本的に変えるならば
別問題なんです、行政措置で行くな
らば、ああいう措置以外には実際には
できないのじやないかと思ふ。ところが
があの実需者割当をやるやり方を見て
おつても、私どもは依然として政府の
やつておられることは、どうもメー
カーなり、インポーターの保護に重き
を置かれ過ぎちやいないか。例えばイ
ンドネシアの分について倍額輸入の間
題がある。今後倍額輸入を続けて行
かれるかどうか知りませんが、併し倍

額輸入の補償を、コンベイトをう
んとかけられるということは、これは
実需者割当制度としてはちよつと当を
得ていなかつたのじやないか。勿論日
本の貿易政策全体の問題がありますか
ら、そういう他物資の輸入ということ
は今どうでもいいというのではありま
せん。併し倍額というよりなことで、
あの値段が下つたときに大きなコンベ
イトをさせるということとは私はこ
れは少し酷ではないか。そういうよう
なことをやられる間にだん／＼相場が
下つて来ましたけれども、その下る下
り方についても、やはり糖業資本あた
りの政策的な下げ方が入つてくるのじ
やないか。そういう実需者割当とい
うものを実質的に意味ならしめよう
としたのではないかと。実需者割当とい
うものを実質的に意味ならしめて、実
需者が投げ出すのを待つて、おおよそ
めようという意図が必ずしも私はない
とは言えんと思ふ。而もそういうこと
ろに持つて行つたのは、実需者とい
うものを選び方、割当の仕方、そん
細かな点についてあなたの方のやられた
ことが、当を多少失する面も、それに
妙なやり方、糖業資本の妙なやり方
助長した面がありはしないかと思ふの
でして、そういう点について検討を加
えるということなら私はこれはそれで
納得ができますけれども、その検討と
いうものが白紙に返つてと言われるけ
れども、その白紙に返つてということ
は、実需者割当というものを前提にし
ておいて、勿論この全額について言
うのではありませんよ、併し或る程度
の実需者割当というものをおくのだとい
うことにおいて、その実需者割当

のやり方について白紙に返つて行く
というのか、それとも実需者割当その
ものをもう白紙に返してしまつて行
かすのか、その点についてどうも先
ほどの答へは非常にあいまいだつた
と思うので重ねてお尋ねいたします。
○政府委員(前谷重夫君) 先般の実需
者発注制度によるインポーター割当に
ついては、全般的糖価対策として応急
的に繰上輸入と併せて実施いたしたわ
けであります。今後の問題としては、
勿論糖価如何にもよりまじやうが、
我々といたしましては、糖価のあり方
によりましては直消費糖の輸入等も考
えなければならぬというふうな考
えをしております。その場合におきましては、
実需者割当ということもこれを検討し
て考へて参るということでありま
す。御承知のように実需者割当とい
うものは、その実需者の需要の限度とい
うことについて十分把握が困難であ
ります。又今回の割当、割当と申しま
すか、今回の実需者割当の実施状況を
見て、更に検討しなければならぬ点
が多々あると思ひます。この考へ方
の根本はそれでございしますが、現実の
問題といたしまして、その実施状況如
何によりましては、これを更に廻つて
再検討する必要があるかも知れない、
こういう意味において申上げたわけ
あります。

○江田三郎君 だからその点は私も知
れないという、一体どうなんです。
今まであなた方もやつて来ておられる
わけです。そしてどの団体もまじめ
にやろうとしたのか、どの団体はこれ
によつて若干のマジンを団体として
稼ごうとしたのか、そういう点はも
や今日になるとはつきりして思
ふ。だからこの根本に廻つてというこ
とは、今言われるのは、そういうこと
はつきりも今後別に細かく調べて
みんでも、我々だつて或る程度わか
りますよ。特にあなたの方のような責任ある
立場に立つていらつしやる人ならわか
つてはいるはずなんです。今言われた言葉は
非常にデリケートな言い廻しをしてお
られますけれども、要するに実需者割
当というものはもう今後考へないとい
う方向に行こうとしているのか、正直
に一つおつしやつて下さい。
○政府委員(前谷重夫君) 今お話が
ございましたが、今度のやつは皆現に実
施中でございます、我々といたしま
しては、実需者団体から誓約書を取り、
それからその実施についての報告書
をとることになつております。実
施の段階に入つて、これから末端に流
れようという段階でございます。まだ
どの団体かどういふふうな実施をや
つたかということはまだつかんでおら
ないわけでございますが、これを今後実
施の状況に應じてつかんで参りた
い。先ほども申上げましたように、糖
価のために直消費糖を入れる場合には、
実需者団体の発注限度のインポーター
割当ということも考へなければなら
ないという考へ方を持つておるわけ
でございますが、今回の実施の状況によ
りまして、その範囲その他も十分検討し
なければなりませんし、またその他にも
関係しなければならぬ、それが非常
に大きな変更を生じて参るといふこと
になりますと、これは根本的な制度
の改訂にもなるかと、こういう趣旨
におきまして申上げたわけございま
す。根本的に糖価対策といたしまして
直消費糖を輸入するような場合にお

いては、実需者割当を、これを否定する
という考へ方で考へてみるわけではあり
ません。
○江田三郎君 どうもこれは前谷さ
ん、率直に言ひました。あなたのと
ころだけでやつておるならば、そのく
らいの答へで私どもは納得するのですけ
れども、何しろこの問題は少し監督が
多過ぎますからね。だからどうも根柢
り葉掘り聞かんと安心ができないので
して、この間も或る新聞にこれは匿名
批評だつたが出ておりましたけれど
も、一体この貧乏国日本で角砂糖以外
に白砂糖を使わなければならぬとい
うことはどうなんだ、もう少し国際収
支の確立なり、経済自立ということを考
へるならば、根本的に考へることが必
要なんじやないかという匿名批評が出
ておりましたが、私はそこらにも非常
に考へなければならぬ問題があると思
ふのです。こういうときにです、今
度の決算報告を見ると、製糖工
業のほうは各社ともおおよそ増配をや
つておる。大阪製糖の利益率あたりを
見ると相当なものです。こういう形を
らして置いて、日本経済が本當に持
つのか、持たぬのかということ、これ
は一つ真剣に考へてみないとすね。
これはあなたのとここの外米輸入だ
つて不可能になつてしまふと思ふの
です。そこでまあそういう点は、今更
言わんでもわかつておるだろうと思ひ
ますけれども、どうもこの砂糖の問題
だけについては、あなたの方のほうは
はつきりしたことを言わんで、何か奥
歯に物の挟まつたようなことを言わ
れるのですが、幸い通産省の方が見
ておられますから、通産省の考へ方を
今この問題についてお聞きしたいので

が、通産省としては、今度の実需者割当というものを、これはまあ私はもう大体この団体がどうということはおわかつておるはずだと、こう申しました。それは末端まで全部終つておるわけではないから、責任ある政府としてはまだ報告も見えないからわかんないことになりましようけれども、大体もうこれ以上の団体はどういうことをしようとしているか、どの団体は何を考えているのかということはおはつきりしていると思う。併しはつきりしないというのならそれでもよろしいが、要するに今回の応急措置によつて、実需者としてまじめにその団体の構成員のために少しでも安い砂糖を配らうと、こういつてやつた団体についても、今後も国民生活安定のために実需者の発注証明のインポーター割当というものを、通産省のほうでもお考えになる意思はあるのですか、ないのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 何と申しますか、我々のほうの立場から申しますと、インポーターの関係、それから実需者乃至需要者は一つのまあ考え方をしているわけですが、従いまして、インポーター割当が、実需者割当か、こういうことになると、かなり考え方も違つて参りますが、需要者か実需者かということになりますと、これはどつちかというところ、農林当局の砂糖の配給政策の問題になるのじやないか、従いまして、インドネシアにつきまして先般実需者に、何と言いますか、受注限度の注文させて輸入業者に割当をしたというやり方につきましても、又或るときは粗糖でなしに直消費であつたわけでございます。従いまして、今後直

消費が若し入るといふことでありますれば、私はこれは一つのいいやり方じやないかと思つています。今インドネシアから直消費を何ぼ入れるというところは計画はつきり立ちませんが、まあ、食糧長官も今言われましたように、場合によつては糖価の牽制と申しますか、そういうふうな点から、そういう粗糖でなしに直消費も輸入するという場合もあるのじやないか、そういう場合は、先般やりましたような、ああいう例も一つの参考と申しますか、一つやり得るのではないかと思つております。くどくど申しますが、割当として実需者割当なり、実需者割当なりこそだつておらんのでありまして、先般の例がいいとか悪いとか、まだ結論を下すのは少し早かろうと思つてますが、一ついろいろ、ああいう情勢下におきまして実証されたやり方でありまして、何と申しますか、決して私は悪いやり方ではないと、こういうふうにご考へておられます。

○河野謙三君 私ちよつと一、二点伺いたいのですが、前谷さんは、基本的の対策はちよつと立たない、取りあへず行政措置によつてやると、こうおつしやる。私は伺いたいのですが、行政措置で何をやりました。大した行政措置も立たない。大した行政措置もやつてない。ただあれよく、といつて見ていただけだ。私はそういう批評が当つていないとは思われない。そこで具体的に伺いますが、行政措置の中で、国内の製糖工業の合理化といふことも一つの行政措置でできると思ふ。流通過程の合理化といふこともできると思ふ。国内の製糖工業の合理化、過剰設備を

これ以上殖やさせないといふ観点から、いつた新聞で見ました、あなたのほうで積極的に発表されたか、新聞があなたのほうから種をとつたかはつきり存じませんが、従来の製糖会社への割当方式を、実績が五〇%ですか、それから能力が四〇、それから均等割りが一〇とかいろいろ、なのがありましたが、それを改めて、実績にもつとウエイトをかけて、六〇とか、六五とか、能力を減らして三〇にするとか、二五にするとかといふことをちよつと見ましたが、あれは一体どうなつたのですか、すでに我々新聞で見たときには、四月以降においてこういうことを実施するやの私は新聞記事を見ました。新聞の書いたことには責任を持たないといふことをよく言われまうけれども、あれは一体どうなつたのか、これを一つ御説明して頂きたいと思つてます。

○政府委員(前谷重夫君) これは結論を申上げますと、まだ輸入公表をいたしておりませんから実施に入つておりませんが、実施に入る場合の考え方といたしましては、まだパーセンテージは最終的にきめておりませんけれども、能力割りを減して参りたい、こういうふうにご考へておられます。

○河野謙三君 それはまあ具体的に物が入つて来る前に、この点はこうやるのだ、五月の中ばですから、こうやるのだといふことを今発表しても私はむしろ悪いと思ふ。なぜこれをきめかねておるのか、あなたのほうで、今後こうやるのだといふ数字を発表できたら発表して下さい。これも一つの大きな行政措置です。

○政府委員(前谷重夫君) これは今回輸入公表と関連して検討いたしているわけでありまして、いろいろ考へ方もございますが、我々としては能力割当を四〇%より下げたいと思つてますが、どの程度に下げたいか、どういふ段階において決めて行くか、という点について検討いたしております。最終的な数字はここの一両日にもきめたいといふことが係りのほうで検討いたしておりますが、方向としてはそういう形で参りた、今回の輸入公表等が行われます際までにはそれをきめて参りたい、かように考へておられます。

○河野謙三君 これは農林省独自のいけなないんですか、通産省等の意見等一致点を見てからやりますのですか。

○政府委員(前谷重夫君) これは勿論最終的には農林省の意見でございますが、勿論従来のいろいろの関係もございますが、通産省にも意見を伺います。最終的に農林省において決定するといふことになつております。

○河野謙三君 通産省のほうはそれについて能力割を減らすといふ方針は、農林省と完全に一致しておりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) ちよつとくどくなるかも知れませんが、砂糖の輸入を実施します場合に、リンクの量を幾らにするかとか、或いは輸入割当にするかといふことにつきましては、農林当局とも十分相談をし、意見が一致しないといかんわけでございます。例えは需用者割当を何万トンやるかといふことがきまると、中のやり方につきましては、これは農林省の生産行政のやり方になりますので、一応は知らしては頂いておりますが、それとやこう言つたことは私はないんじやないか、こう思つております。大体農林省のほうの御意見で需用者割当、実需者割当の比率はどの製糖会社に何ぼどの会社に何ぼといふことは農林省のほうがおきめになつて我々のほうに御通知をもらつておる、それに基いてやつておるということでありまして、これは厳として侵すべからずの一線があるのじやないかといふふうには考へておられます。

○河野謙三君 そうしますと、通産省のほうでは、その問題は農林省の意見に従来異論を差映んだことはない、今後も農林省の意見に従つて行く、こういうことですね。

○政府委員(松尾泰一郎君) さううでございませぬ。

○河野謙三君 そうしますと、農林省が能力割当を減らして行くといふ方針は、私新聞は必ずしもデマじやないと思ふ。又当然新聞に出た頃にはあなたのほうは検討を終つておる時期なんですから、それを未だに決定しかねておるは、これは糖業連合会の反対意見等によつてきめかねておるんですか、それともその他の何か勢力があるんですか、それとも農林省がくどくどいふてきめなないんですか、どこらにそういう差れた点があるんですか。

○政府委員(前谷重夫君) これは細かいことを申上げて恐れ入りますが、大体輸入公表がきまると、総体の輸入数量がそのとき、きまつて参ります。その際におきまして、需用者割当の数量が、製糖会社に対する総数量がきまると、その総数量の下におきまして、どういふ比率で以て各工場別割当をするかといふ場合の基準でございまして、実は我々も早くやればい

いのじやないかということも御尤もでございますが、まあ時間的な問題として、まは輸入公表が行われるまでに決定すればいいと、こういう考え方でおりましたので、輸入数量のほうのいろいろ相談に主力を置いておりましたので、この目安が付き次第その基準をきめて参りたい、こういうことで遅れたわけでございます。別に何ら他意があつたわけではございません。

○河野謙三君 私はこの点は遅くなることは非常に大きな弊害があると思ふ。いろいろこの割当基準を変更することは多種多様の意味がありますけれども、取分けこの物資の欠乏し、資金の欠乏しておるに、ただでさえ過剰な国内の砂糖工業の設備を完全にストップさせなければいけません。それがために従来の能力割当というものが非常にウエイトをかけたことに間違いがあつた、そこでこれを減らすのだ、これに間違いはないでしょう。それなら一刻も早くやらなければ、現在まだ日本の全国の砂糖工業は増産設備を盛んにやつておるところがあるじやありませんか。こういうものを一日も早くやめさせる。計画は勿論のこと、現在やつておるものを将来に期待が持てないやうにやめさせるということが私は大きな狙いだと思ふ。従つてこの措置をとることのお考えというものは非常に大事なんです、私から言わせれば……それを折角いいところに思ひ付きになつて方針をお立てになつても、これをきめかねておられるというところは私は減らす意味がどうもわからない。私はいつも我々大いに言うところの名古屋精糖あたりが、この処置によつて一番大きな打撃を受けて、その方面からの反

対のあれがあつて、そういうことによつてぐずぐずしているのではないかと、こう思ふのですが、そういうことは絶対にはありませんか。あなたがおつしやうに今明日中におきめになりますか。減らすといつても五割減らす、一〇割減らすも減らすことは事実ですよ。少くとも私は一〇割以上減らさなければ意味がないと思ふのですが、何割減らすということがはつきり言えなければ、一〇割以上とか、八割以上とか、その程度のことでは御発表願ひたい。

○政府委員(前谷重夫君) 只今河野委員からお話になりました他の事情で遅れているという事はございませぬ。これは事務的に従来ともきめますのは輸入公表と並行してきめて参るといふことではございませぬ、輸入公表の輸入数量の点につきましていろいろ検討いたして参りましたので遅れたわけでございませぬ。従ひまして、能力割を下げるという考え方につきましては、これは考へ方として我々はとつておるわけは一〇割以下ということではやる意味があまりないのじやないかというふう

○河野謙三君 まあその問題も少しお尋ねしたい点がありますけれども、次に私は通産省にお伺ひしたいのですが、何か巷間伝えているところによると、今後の割当につきまして、通産省は精糖工場に七〇%、インポーターに三〇%、而もそのインポーター割当の中に実需者を含まないと主張をしております、それに対して農林省は精

糖工場九〇%、インポーター一〇%、而もその一〇%の中には実需者を含むというふうな両者の主張に食い違ひがある、それでこれをきめかねておられる、そういうことを私はほかに聞いておりますけれども、通産省が若しそういうふうな主張をされておられるなら、その主張の根拠を一つ私はここで御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) まだ両省で御相談中でありませぬので、決定的なことを申し上げかねますが、通産省の考へ方としては、七〇%とか、三〇%とか、こう言われぬ点も、何も通産省としてこれを必ずこうしたいということではなしに、ただここで申上げられる点はインポーター割当の率を若干殖やしたいということも農林当局に申上げておるわけではございませぬ。国会でもいろいろ御意見を拜聴しておりますが、業界から今我々のほうに正式にいろいろの意見が出て参つておりますのは、これは或いは食糧長官等からお話があつたかも知れませんが、製糖業者の關係からは、リンクを除きました分につきましての九〇%は需要者割当、止むを得ない場合は一〇%はインポーター割当にされたい、それからトレーダーのほうの団体の輸出入協会のほうは、五割は需要者なり実需者割当、あとの五割はインポーター割当ということ

を言つて参つておられるのが、閣議のほうの正式の意見としても出て参つておるわけではございませぬ。通産省といたしましては、国際競争の非常に激化するさ中におきまして、貿易を伸長いたしますために、どうしてその担ひ手である貿易業者を強化しなければいかないと、政策を従来強くとつて参つ

ております。或いは税制の關係におきましても、或いは金融の面におきましても、一言に申し上げますと、業者優遇の政策をとつて参つております。それは何も砂糖に限りませぬ、綿花といひ、羊毛といひ、或いはリンク制或いはそういう割当の場合におきまして、需要者、実需者以外の取扱業者であるインポーター割当を実施して参つておるわけではございませぬ。何も砂糖に限つたことではないわけではございませぬ。従ひまして、砂糖につきましても、商社強化の一環といたしまして、どつちかと言ひますと、需要者割当が原則になつておつたわけではございませぬ。場合に

によりましては、いわゆる何と云うか、紐付の実需者とか、需要者、紐付のインポーター割当というものがありませぬが、余りその純然たるインポーター割当は少なかつたわけではございませぬので、殆んど砂糖についてはなかつたかと思ひます。そういうふうな事情がありませぬので、今後の割当につきましては、或る程度インポーター割当の率を増加してもらいたいといふことを農林当局に申出ているわけではございませぬ、それが或いは三〇%とか、七〇%とかいふことで巷間伝えられておるのかも知れませんが、ただ併し、これは地域によりまして非常に実情が違つたわけではございませぬ。率直に申上げま

して、仮に直消費等を入れるといふことになつた場合には、需要者割当といつてもナンセンスでございませぬ。この場合にはインポーター割当か、実需者割当かといふことになりませぬ。又その現在の例えはキューバとの通商交渉、或いは台湾との買付の交渉なり、或いはインドネシアとのいろいろの折衝の

工合から言ひまして、地域或いは数量につきまして大分その前後が出て参るわけではございませぬ、四十万トンと先ほど言われましたが、四十万トンを一萬千里に頭を並べてやり得ないやうな実情になつておる、やれば非常に結構なことではございませぬが、實際問題としてやれないという実情になつておりますので、従ひまして、やる地域なり、数量なりによりまして、具体的に農林当局と相談をいたしまして、この場合は九割と、一割にするとか、或いはこれは三割と七割に分けるとかといふふうなことで御相談を申上げたいといふふうな考へておられます。このインポーター割当の率を殖やして頂きたいといふことを申上げておられるのは、これは間違いではございませぬ。事実そういうことを申上げておられます。

○河野謙三君 私は個々のケースの問題については何う時間もありませんので、私はあなたのほうの割当の基本方針を伺つておるのです。インポーターの育成と言ひますけれども、私はインポーターに割当することによつてインポーターを育成しようといふことは、私の考へから見れば非常に間違つておる。若し一・五%の手数料がインポーターの育成上から少なければ、これは二%にし、三%にすることに考へてもいいと思ふ。現在一・五とか、一・七とか言つておられますが、これは少なければ殖やしていいんです。インポーターはどこまでもインポーターであつて、手数料によつてこれは行くべきものであつて、インポーターが商業取引の域まで入つて、又入らせることを認めて、そうしてその間における商業取引の面までインポーターの仕事

を認め、或いは台湾との買付の交渉なり、或いはインドネシアとのいろいろの折衝の

工合から言ひまして、地域或いは数量につきまして大分その前後が出て参るわけではございませぬ、四十万トンと先ほど言われましたが、四十万トンを一萬千里に頭を並べてやり得ないやうな実情になつておる、やれば非常に結構なことではございませぬが、實際問題としてやれないという実情になつておりますので、従ひまして、やる地域なり、数量なりによりまして、具体的に農林当局と相談をいたしまして、この場合は九割と、一割にするとか、或いはこれは三割と七割に分けるとかといふふうなことで御相談を申上げたいといふふうな考へておられます。このインポーター割当の率を殖やして頂きたいといふことを申上げておられるのは、これは間違いではございませぬ。事実そういうことを申上げておられます。

拡大することを認めて、そうしてインポーターを育成しようというのには、インポーター本来の使命と非常に違ふと思ふ。そういうふうな通産省が考えを持つてゐるから、現に御覧なさい。砂糖じやありませんけれども、食糧で今刑事問題が起つてゐるじやありませんか。倉庫業者からリベートをとつたり、そういうふうなことを、暗黙のうちに通産省の思想が、インポーターの手数料主義じやなくて商業取引の域まで入つてゐる、又入らしてもインポーターを育成しようというところに思想の混乱があるから、そういう問題が起ると思ふのです。これはどうですか。このインポーターというものは本来の手数料収入という域だけでは育成できない。その域を飛び越えて商業取引、商業経済、この点までも出さなければならぬ。農林省は一体それについてどういふふうにお考えになつておられますか、私はおかしいと思ふ。通産省で扱つてゐる物資はいろいろありますけれども、農林物資の中で、現に今ここで問題になつた肥料のうちで、過燐酸原料の燐鉱石は全部実需者割当じやありませんか、インポーター割当は一つもないわけですか。餌の問題も全部実需者団体ではありませんか。私はこれは本来の農林省の行き方ではこれは正しいと思つてゐる。砂糖に限つてのみこういう例外を作るのはおかしいと思ふ。これらについて通産省と農林省の両方からお考えを率直に伺いたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) この問題について議論をいたしますと非常に長くなりませんが、一言で申しますと、私たちの考えは少し河野先生と違つてゐるのであります。要するに国民経済の円滑な運行という点から考へてみて、誰に外貨を渡すべきかというのを考へるのがいいんじゃないか、それを一概にインポーターに割当てるべきだとか、或いはメーカーに割当てるべきだとか、或いは実需者に割当てるべきだといふことを一概にきめてかかるのは間違ひではなからうか、それは勿論前提として、我々自由経済の中に生きてゐるといふ前提で話を申上げておるわけでありまして、これが計画経済な行くといふことになれば、議論は全然別であります。一応自由経済の中で我々生きてゐるといふ前提で考へますと、要するに国内の価格の構成といふものは需給の關係によつて決定されて来る。ちよつとこれは甚だ理窟めいたことを申上げて恐縮であります。そこで結局輸入量、砂糖或いは棉花とか、羊毛のごとく、国内の生産が一応ないもの、或いは非常に少ないものを例にとつて見れば、輸入量が国内の製品の価格の形成をする最も大きな要素になるわけでございます。従ひまして、若し価格が高騰する、或いは高騰してそれがいけないといふことであるならば、輸入量、いわゆる外貨の割当量で調整するのが本旨でありましょう。又経済といふものは生き物でありますので、或る程度そのような中に思惑があつたり、或いはいろいろ輸入量から末端配給までの生産流通過程におきましてのいろいろのストツクの工合とい

うようなことによつて、純粹には価格の発生というのを妨げることもありませんが、一言に申しまして需給の關係から価格がきまつて来る、こういうふうにお考へておるわけなんです。従ひまして、仮に三百六十円の外貨をメーカーに与える、ところがその製品の価格は五百円なり、六百円で売つてゐるということでありましたら、これはメーカーが不当に儲けておるといふことになるわけでありまして、その半面消費者にはこれは非常に迷惑が行つておるわけでありまして、又実際買付について苦勞をし、金融の苦勞をしてゐるインポーターは、これ又彼らみずからの数の問題もありまして、自由競争の結果として非常に薄利に甘んじてやつておるといふようなことで、国民経済の円滑なる運営から言いますと、一階層のみに非常に不当利得的なものを与へ、その他の階層に対して非常に不利が少いか、出血をさしてゐるといふことは非常に不合理なことではないか。仮に儲けがあるならば、その儲けは大體合理的な調整というか、完全に均分と行けないまでも、輸入部門におきましても、生産部門或いは配給部門においても、それ／＼分け合ふべきではないかといふことなんでありまして、一例を棉花にとつて考へてみましても、或いは羊毛にとつて考へてみましても、これは通産省の若干批判にはなるわけでありまして、戦時中の統制経済或いは戦後のいろいろ統制経済の流れからか、或いは情性からか、どつちかと申すと、生産中心の行政に傾いてゐるわけでありまして、従ひまして、文句なしに生産者割当とか、実需者割当といふことで今日まで来ておつ

たわけでありまして、併しながら、こういうふうな今の段階におきましては、その辺のところは少し我々としては再検討をすべきではないか、仮に変な表れが榮えて弟が没落するといふこともいかにわけでありまして、関連するものが両方手を携へて行くべきではないかという構想からいたしまして、我々はこの際、何もさうかと言つて根本的にインポーター割当を全部止しませと言つてゐるのではありません。物によつては五割とか、一割とか、或いは三割とかいふようなものを、メーカー重点の割当からトレーダーへ少しの分け前を与へるべきではないかといふふうな点で、棉花、羊毛その他通産物資については、そういう一貫した方針をとるわけでありまして、砂糖につきましては、これは他物資、いわゆる農林省の物資であります。農林省にもさういふ感覚から御協力を願ひたいと言つておるだけでありまして、併しこれは議論の仕方としてはいろいろ立場によつて相違がありまして、議論をしたらきりがないうわけでありまして、一応我々がインポーター割当を主張してゐる根拠は、今後の貿易をやる場合において、さういふ弱体な貿易業者を幾ら並べても駄目だから、せい／＼金融の面において優遇するなり、或いは昔ならば当然輸入実績のあるインポーター割当といふのがかなり多かつたわけでありまして、戦争中のいろいろ統制経済の影響を受けて、又その情性といふか、ということが必要者割当が非常に多くなつてゐる。この際これは再検討をいたして、インポーター割当の率を若干殖や

すように考へてはどうか、こういうこととでございます。

○河野謙三君 今のあなたの答弁は通産大臣も同じ考へ方と受取つていいですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 絶えず通産大臣に我々の意見を申上げておりました、それについては、いかにという御指示は頂いておりませんので、或いは完全に御了解を願つてゐるかどうか知りませんが、大體我々は大體の意向もさういふところにあるのではないかとさういふふうに考へておられます。

○河野謙三君 それでは一遍、必ずしも通産大臣の言葉とも受取れないようですから、通産大臣を呼んで……私は非常に大きな問題だと思ふ。あなたはこの外貨が不足して日本の経済危機だといふときに、相変らず価格調整といふものは物の量によつて調整する以外に手はない。だからむしろ砂糖が暴騰するならば、これは輸入量を殖やすより手がない、こういうことを言つておられるわけですね。その基本に立つて物を考へておられるわけですか。さういふことで、やる余地がないところまで、政府の方針がすでにさういふところに來てゐるのです。さういふ外貨の割当がない。外貨の割当を絞らなければならぬ。そこで八十万トンなら八十万トンの範囲内において、これ以上は外貨は殖やさないのだ。この範囲内において国内の価格の安定を期さなければならぬ。そこに政府の苦しみもあるし、我々としても考へさせられる点もある。ところがあなたのは、全くさういふことを考へてゐない。これは今の政府の政策じや、如何に自由党が自由経済を主張しても、自由党で

ある吉田内閣でも、今のあなたの言うような野方図などは考えているはずはない。だからあなたの今の答弁は通産大臣と一緒かと聞いている。そういふばか／＼しいことはありませんよ、あなた。そこで私はさつきから申し上げているのですよ。若し儲けがあるならば見舞も弟も均分にしてやらなければならぬ。その通りですよ。だから私は貿易業者には貿易業者の使命があるのだから、その使命に従つて、手数料というものは、今の一・五%なり、一・七%が少なければ、一方において製糖業者も、砂糖の關係の業者も儲けているのだから、これはインポーターに手数料として二%ならば二%に引上げることにしては、私はやぶさかでない、こゝ言つてゐるのです。そういうインポーターの手数料において考へるべきであつて、インポーター本来の使命を逸脱した国内の取引市場にまで入るようなことまでして、そういうものまで認める。その儲けを私はインポーターにやるといふことは逆じやないか、手数料の問題を考へたらいいじやないか、私はそう思うのです。この点についてもう一遍私はあなたの基本的な考へ方を承わりたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) 私先ほど申しましたように、或る程度の統制が必要であるとか、ないとかということになりますと、これは政府の問題でありますので、我々事務のほうとしては、一応今砂糖についてそういう生産統制と申しますか、配給統制、価格統制が行われないという前提で私は申上げてゐるのです。そういう統制をやるという事になれば、又統制のしやすさという輸入の仕方ということ考へればいいのであつて、これは根本的に話が変わつて来ると思つて。従つて我々は何か今河野さんと政策を議論しても、それは政府なり、或いは自由党の問題でありまして、我々は与えられた範囲内での作業というか、方針を立てるならば、私は先ほど申し上げたようなことでありまして。ただインポーターは手数料でいいのだということも、これも正しく御尤もな御議論だろうと思つて。併しこの現実の取引なり、生産の状況を見ておきますと、仮に棉花を例にとつてみても、我々が棉花についてインポーターと割当を主張したときに、紡績が申しましたのは、そういう今河野さんの言われた議論で、いろいろ手数料が少なくて気に入らんなら少し上げてやろうかと、こゝいうその上げやろうかという、そういう考へ方が私は問題ではないかと、こゝいうのであります。行政上の便宜から割当をもつてゐるものを、自分のもうその固有の権利であるかのごとく考へる。そしてその手数料を人に、まるで上げてやろうかという考へ方が、私は問題であるのでありまして、両部門の勢力を均衡させるためには、政府のほうで割当権を一部与へることによつて調整が付くのでありまして、仮に今こゝでインポーター割当を、例えば一割なり、二割なりしたからと言つて、インポーターが暴利をとるといふことは絶対にないわけでありまして。これを又実需者なり、需要者に買つてもらわなければならぬわけでありまして、併しながら、若干の自分が現物を握ることによつて手数料を上げてくれという、その疑にもなるわけでありまして、今一分五厘の手数料を二分に上げてやつたら

いいじやないかとおつしやいますか、それは誰がやるかということですが。政府が二分に上げてやると言ひ、製糖業者が嫌だと言へば、それまでの話であります。それだけの権能はないわけでありまして。ただ、今の政府がやつておられますのは、ただ外貨の割当をきめるといふだけの話でありまして、従ひまして、私は両部門が或る程度そういう話をするために、今河野さんが言われた手数料引上の方向に持つて行く手段としても、何かここに現物の機会になるわけでありまして。棉花の例をとつてみますと、砂糖と若干それは要素は違ひますが、このインポーターと、それからメーカーというものは、席を同じくして議論もできん。もう一言メーカーに気に入らんやうなことを言われれば、もう明日からは取引に影響を受けるということ、そういうふうな非常にいわば主人と下男、女中のような關係に置かれておること自身が、私は経済の円滑な運営から言つて不合理じやないか。そうして、これは、勿論資本主義経済でありますので、資本の大きなものと小さいものとの關係はありますよ、その關係がますます大きく現われているのは、たまたま政府のやつてゐる生産者割当というか、需要者割当が非常に禍いしているのじやないか。従つてその点を或る程度是正をすべきじやないかというふうな考へ方から、インポーター割当を一部撤やしたらどうかという、まあ主張をしておるわけでありまして。これについていろいろ御議論もあろうかと思ひますが、我々として通産省で

でございませう。大臣につきましては、一つ大臣に親しく御質疑を願ひたいと思つておられます。○河野三君 私はあなたと政策論をやると思つてはいいのです。あなたも政策論について議論する資格のないことは知つてゐます。併しあなたが政策論を出したから……。そうではしや。けれども、その需給關係、而も価格の調整というものは、量と殖やして余計に被せる以外に手はないというところ、これは一つの大きな政策ですよ。これは一つはあなたと、政府と、あなたと、外貨割当の責任者であつて、本年度の砂糖については八十万吨というものをがっちり押えておられるじやないですか。今後国内の砂糖市場の推移によつては九十万吨にも殖やすことができるやうな御議論をあなたが言われるから、私はそういうことも今の自由党内閣だからと言つたつて、毎国会出て来る法案なんです。臨機応変ですよ。需給調整につきまして、若し量的に調整ができないというその事情に置かれた場合には、これを管理方式等に移して行く問題は、毎国会法案が枚挙に遑ないほど出ておる。それは生きてゐる政治をやる限り当り前のことなんです。我々は自由党政府が出しても不思議じやない。それをあなたも今の内閣が自由経済だから、一切の管理方式は排除するのだという政府の方針であるかのように、又その政府の方針に従つて我々は行動するのだというふうな早合点してゐるがね。本日は何も私があなたに政策論をぶちか

けることを言ひから私に言つた。それから、それは手数料の問題は私この間も言つたでしやう。あなたのほうで手数料や何かを余り抑へるから、だから砂糖業者が、インポーターが、この間実需者に向つて、あなたのほうで儲けるのはおかしいから、五円安く、十円安くと言つたじやないですか。それはここにおられる前谷さんちやんと知つておられますよ。そういう無理をしてはいけませんよ。あなたは監督する権限がないと言つておられるが、外貨を握つてゐるあなたのはやうに大きな権限を握つてゐるものはありませんよ。あなたは非常に謙虚な氣持でおられるけれども、砂糖の業者というものはあなたの足許を見て恐れてゐる。恐れてゐるといふか、非常に尊敬してゐる。このくらしい権限を持つてゐるあなたが、信念を持つてやろうとすればできないことはありませんよ。それをあなたが何も権限を持つてゐないやうなことを言うのは、それは私實情と違ひ。私はあなたがさつき、私が政策論をぶちかけたから、あなたはそれに対して、私はそういう権限は持たないとおつしやつたが、あなたが僕に政策論を出したから僕は言つたので、以後のことは私は通産大臣に改めて……、あなたは責任を持つて言わなければいけません。通産大臣は大体あなたと同じやうな考へを持つておられると申される以上は、外貨割当については、これは一つ私は通産大臣に何わなければならぬと思ひます。だから明日私は通産大臣を呼んで頂きたいと思ひます。なお、農林省から私の今申したことで、通産省の考へとあなたの考へ方と答弁に食違ひがあると思つて、何かその点につ

て一言前谷さんの御意見を伺いたいと思ふ。

○政府委員(前谷重夫君) これは御承知の通り、外貨の割当方式につきましては、いろいろの見方があります。

我々といましては、原則的には需者割当を従来から考へておるわけでありませぬ。ただこれは地域によりまして、或いはそのときの諸般の事情によりまして、原則でございませぬので、その実態に応じて勿論幅を持つて考へて行かなければならないという事はあります。我々といましては、需者割当で適正にやるほうがいいのじやなからうかという考へ方を従来から持つておられます。ただこの点につきましては、いろいろ通産省のほうとも協議をいたしておられます。それは具体的にはその地域なり、その実態に応じて協議して参るといふことを従来からやつておるわけでありませぬ。

○江田三郎君 さつき私質問して途中になつてしまつたのですが、河野さんと今議論がありました。これを聞いておつても、どうも松尾さんの言われることも、少し我々から言つて納得でございませぬ。それは河野君の言ふやうな、まあ手数料で行くかどうかという事は、これは根本問題になりますから、その点は私には触れませぬけれども、あなたの言われるのは、砂糖のメーカーといふものが三百六十円のドルを五百円にも六百円にも売つてゐるのだ、だからこれをインポーターへも少し分けてやつたほうがいいのじやないか、こういう議論ですが、そのときにあなたのほうでもう一つ忘れものをしているのです。我々が言つて

いるのはいつもその問題なんです。消費者といふものを、最終の砂糖の消費

者といふ問題を忘れてゐるのじやないかといふことを、前々から我々は繰返して来ているわけなんです。どうもこの砂糖が、これは蓄積物資だ、そう言うならば、それはインポーターとメーカーと利益を分け合つてもよろしい。併しこれは必需物資なんです。而もこの去年の今期の発表された決算報告を見ると、どこもかしこも増配をやつてゐるのです。消費者はひどい目に合つてゐるのです。同じことを又今年も繰返さなければならぬのです。八十万吨の砂糖が、これはとても八十万吨の私はずかしいのじやないかと思ふ。特需一つから見ても窮屈になるのじやないかと思ふのです。そういうときにあなたの言われた、まあ言い落しかも知れませぬけれども、メーカーの三百六十円を五百円にも六百円にも売つてゐるやつをインポーターにも分けやればいいじやないかといふことになしに、もう一つ実需者といふものを忘れてはならぬ、これはあなたも御異存はないと思ふのです。恐らく議論の過程で、メーカーとインポーターだけ出たから、そういう議論をされたのであつて、私の言ふことにそう反対じやなからうと思ふのです。ところがまあ私の先ほどの質問に対しては、直消費については考へなければならぬと言われるけれども、インドネシアの場合や何かに倍額輸入といふものが引つ附いて来ると、これは無限に二〇%と行つて倍額輸入のコンペンセットとしても

わななければならぬといふことを言うわけですね。一体二〇%といふものが正當なかどうかといふことは、なかなか

か我々わからない。あなたに聞いてみるといふと、いや、二〇%といふこと

はないでしよう、ゴムの輸入にしても何にしても、その他それを元に今後又輸出といふ問題もあるからして、そういう大きな数字にはならぬでしようといふ大数字に併しなごら、インポーターのほうは二〇%といふことを言うわけなんです。実需者としてはそういうことになると話がわからんからして、そう言われると仕方がないといふことになつて投げてしまふか、或いは二〇%といふもので承服するか、どちらかになつてしまふわけなんです。だからそういうややこしい関係の付いてゐる直消費だけではない、やはり台湾あたりのものについても、当然この実需者割当といふものは或る程度考へられ

るのじやないか。大体メーカーのほうにしても、我々が考へなければならぬのは、河野君がいつも指摘するやうに、非常な過剰設備を持つたわけなんです。八十万吨の原料糖といふことになると、この遊休設備が随分あるわけなんです。これは誰が考へたつて無謀な投資をやつておるわけなんです。無謀な施設を作つたわけなんです。よその社をおつ飛ばしてしまふなら別だけれども、全体としても非常な、誰が考へたつて過剰施設になる、遊休施設になるものを作つたわけなんです。これを恐らく今後メーカーのほうは消費者に被せられて来よう。そういう形になると、いつまでも消費者といふものは反抗いばかりして行かなければならぬ、思惑の反抗いし、何もかも反抗いしなればならぬといふことになるわけなんです。だから私は直消費以外のものにつ

実需者割当にして、そうして実需者が

正当な考へられるところの手数料をインポーターに払つて、メーカーとの関係については、一番安く申出をするところの、一番まじめなと思われるものと契約して行く、そういう制度が、砂糖が必需物資である以上は、やはり牽制要素として、どうしてもなければならぬ、こう考へるのですが、先ほど河野君の話は、この精糖工業会のほうなり、或いは農林省のほうでは、九〇%を製糖工業に持つて行き、そうして一〇%をインポーター割当に持つて行く。そのうちに多少の実需者割当を合むといふやうなことであり、或いは通産省のほうの考へ方では、インポーター割当といふものについては、全然この実需者割当といふものを考へていないのだといふことを、まあ松尾さんも或る程度肯定しておられるやうですが、そうなつて来ると、どうもこれは松尾さん、一つ肝心のものを忘れてゐるのじやないですか、そうお思ひになりませぬかね、どうです。

○政府委員(松尾泰一郎君) 私は先ほども申しましたやうに、実需者をこゝで対象にするか、メーカーを対象にするかといふことは、どつちかという通産の問題ではない。だから農林当局のほうの御判断に私は待つべきだといふふうに申上げたわけでありませぬ。インポーター割当か、その他のやり方かといふことになりませぬ、我々も先ほど申しましたやうな議論をするわけではございませぬ、従いまして、粗糖につきましても、我々も直接の省ではございませぬが、製糖業者のほうの関係とか、或いはお菓子とか、氷砂糖を作

る考へ方があるようには聞いておるわけでありませぬ。まあ併しながら、通産省のほうで、かくあるべきだといふことを一々申上げるのは少し行過ぎだらうと私は思ひませぬ。

○江田三郎君 それならそれで前谷さんのほうから答へてもらいたい。まあ併しついでですが、それをこゝだけで言われるのじやなしに、そういう態度で終始してもらいたいですね。まあ答へは前谷さんから……

○政府委員(前谷重夫君) 只今の点でございませぬが、実は粗糖の点については、先般実需者割当をやりましたわけでございます。この際におきましては、粗糖の実質的な需要がある、こういう考へ方では我々も粗糖の実需者割当をいたしたのでございませぬ。だんだんその後調べて参りますと、まあ委託精糖のやうな形が相当多くなつて来ておるわけでありませぬ。これは併し私は全部じやなからうと思ひませぬ。大部分はやはり粗糖のまま本当の実需者の手許まで行く場合もあり得るのじやないか、こういうふうに考へておられますが、まだその実績がはつきりしておられません。従いまして、私といたしましては、差当りまだ四月に入りまして、差当りは、現在その進行中でございませぬ、従来の実需者割当が進行中でございませぬので、差当りの問題といたしましては、まあこのインポーター割当と実需者割当、実需者割当は製糖会社に割当するべきじやなからうかといふふうに考へておられます。ただその実績が半面粗糖として実際上消費された数量も考へまして、その実績の下

におきまして或る程度考へて行くべき

じやなからうかというふうに考えてお
るわけでございます。

○江田三郎君 前谷さん、それは少し
あなたとらわれ過ぎておられるじやない
ですかね。粗糖としてでなしに委託加
工でも私はいいのじやないか。全部を
そういう形にしろというのじやないの
です。併し少くとも国民大衆の中で、
或いは農村関係の人とか、或いは労働
者、そういう人々の分については或る
部分価格率制の要素としても、委託加
工というものであつてもいいのじやな
いか。それを委託加工というものはい
かんのだ、粗糖として配らなければい
かんと言われるのは、あなたが少し問
題を取違えておられるのじやないかと思
うのですがね。この粗糖として使わな
いものは全部メーカ割当をするとい
うけれども、そのときにメーカ割当を
今までやつて来たんですよ。今までや
つて来て弊害を生んでいるんですよ。
国民は高いものを買わされたんですよ。
メーカは増配をやつていたんですよ。
このことは誰が考えても失政じやない
ですか。それを今までどうやつたか
ら、それをやつて行かなければならん
というの少しどうもとらわれ過ぎて
いるのじやないかと思うのです。私は
全部のものをそういう形にしろという
のじやない。併し或る程度の価格率制
の要素としても、これが委託加工であ
つてもかまわないのじやないか。又委
託加工という形が或る程度残ること
によつて、メーカりの遊休施設なり、過
剩施設なりの負担というものを全部消
費者が着なくても済む要素が出て来る
わけなんです。それを率制することが
できるわけなんです。そういうことに
ついては、もう一週お考え直しを願ひ

たいと思うのですが、どうでしよ
うか。

○政府委員(前谷重夫君) 只今の江田
委員のお気持はよくわかるわけです。
我々もいたしましては、ただ産業構造
の建前からして、糖価率制には先ず第
一には、やはり直消糖の輸入で以て実需
者団体にやるというのが筋じやなから
うか。併しそれが直消糖の輸入が不可
能であるとか、或いは又それで以てし
ても率制でき得ないという場合もあり
ますから、絶対的に私も粗糖の輸入が
委託加工がいけないということを示し
ているわけではありません。ただそれ
を第一段として考えるよりも前に、直
消糖として手を打つべきじやなから
うか。それがいけなかつた場合に第二段
の政策として考えて行きたい、かよう
に考えているわけなんです。ただ今回の場
合におきましては、いろいろその点に
ついて問題があるようにも聞いてお
ります。これは噂だけではありませんか
ら、もう少し実態を検討したいです。
絶対的に私が委託加工というものを否
定的だというふうな考え方はない。
こういう段階があるかと思ひます。

豆が入つた場合、これは従来は豊年製
油とか、その他の製油業者にやらし
て、製油業者が油をとつておつて、あ
との粕を餌にやつていた。ところがこ
れは餌用の大豆粕である以上は、畜産
団体として製油業者に加工を委託
して、そうして今流れているのがあな
たのとつておられる政策ですよ。「どうも
ろこし」にしても同様です。農林省の
方針はそれではなければならん。先ず原
料であろうが、製品であろうが、実需
団体に一遍やつて、そして実需団体が
加工を要するものは加工の委託をする
とか、何とかということでは実需団体が考
える。これは江田さんの主張は私は弱
いと思う。私はそれが本筋だと思ひ
ます。現に農林省はそうやつておられるので
す。それであつて私は委託加工とい
うものを第二義的に考えるべきでなく
て、第一義的には委託加工というもの
を、実需者に考えてやるべきではない
か。これは議論でなくて、現に餌関係
はあなたがやつておられる。あなたのやつ
ていることはこれは失政ですか。あな
たが正しいと思つてやつておられると思
ひます。若し何ならば、畜産局長も、あな
たがやつておられるのは便宜主義でやつ
ておられるんですか、あれは畜産行政の、餌
行政の本来の姿と思つてやつておられる
私は思つて尊敬している。砂糖だけは
別ですか、それをちよつと伺ひたいと
思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) お話のよう
に、或る場合、飼料について委託加工
をやつておられます。併しこれはそれぞ
れの実態に応じまして委託加工をやつ
ているのでございまして、委託加工と
いう問題につきましては、それ／＼そ
の業態に応じまして、いろいろやはり
一面においては生産行政とも密接な関
係がございまして、これが根本的にそれ
が原則であるという形も言ひ切れない
部分も私はあるという感じがいたして
おります。これは業態によつていろい
ろの問題があらうと存じております。
私たちとしては、行政面でのその業態の
実情に即しまして考えて行くべきじや
なからうかというふうに考えておられ
ます。

○河野謙三君 いろいろふりに、業態に
よつて云々なんというあなたの方ほうで
態度不鮮明であるから、いろいろの陳
情に会つて、あつち／＼、こつ
ち／＼、西、東、あなたはしな
くてもいい苦労をされている。もつと方
針を立てなければ駄目ですよ。そして
ものには例外というのがあるのだから、
例外的措置として或る場合にはこうす
るといふならいいが、初めからそうい
うどつち／＼でも行くような顔をしてい
るから、そこで私は行政が混乱する
と思ひます。これは一つはつきりとして下
さい。それから私この際一言附加してお
きますが、実需団体に割当するべきだ
と私は主張しております。この間砂糖
の実需団体に割当がありました。その
結果は実需団体の中で何か変なもの
ができました。それは私も責任
を持ちません。私たちは実需団体に割
当するといつたことは言つたけれど
も、餉組合とか、お茶組合とか、そう
いう砂糖とおよそ縁遠いところに割当
するなんと言つた覚えはないのだから
ら、そういうことはあなたの権限内に
おいて組合の選定をなされたのだから
ば例外のような組合に二十幾トンも割
当をして、そうしておいて、その中に
いろ／＼な不心得なものがあつた、だ
から参議院で江田君や河野君が言つた
実需団体はこのごまかだ、こういうた資
料を持つて来られることはお断わり
いたします。今からはつきり言つておき
ます。実需団体の資格につきまして
は、今後十分検討を願ひたいというこ
とを附加しておきます。

○上林忠次君 いつも話に出ますよ
うに、今の内閣の方針として、自由経済
を主張しているこの際、管理制度とい
うようなものはできないのだというよ
うなこと、今のままで何とかコン
ロールして行こうというので政府は困
つておられるらしいのですが、大元々も
のが少い、而も内国産はないのだ、こ
んな物資に対しては何とか適当な管
理、コントロール、こういうようなこ
とをやらないと私はいかんのじやない
か。先ほどから聞いて見ますと、いつ
も手はない、メーカに行つたらあと
は野放しだ。而もその買入れる砂糖が
普通の為替の自由な時代のように、一番
安いところから競争して入れるのだと
いうような時代じやないのだ。今は買
易の關係で、インドネシア何ぼ、台湾
何ぼ、少々高くてもそこから入れるの
だというふうなことになるんですよ、入
つて来る品物の値段が皆違つて来るの
じやないか、違つた値段のものが入つ
て来て、それが自由市場で適当な値段
にきまる。ところが原料の量が少い
のだ。こういうふうなところでコン
ロールというふうなことはできないじ
やないか。結局政府で特別会計が、今
の食糧の会計で行きますが、そういう
ところで年内に入る数量と値段なんか
をブールしまして、これを委託加工と

申しますか、工場に委託して加工して頂く、あと必要な方面にはこれを分配するとういうような統制というようなことになると思いますが、そういうようなことに行かない限りは、去年と同じようなことを今年も繰返すのじやないか。これはそのほかに手が無い、先ほどからもお話が出ますように、農林省にしろも通産省にしろも、これをコントロールする力がないのだというような状態でありまして、現在の内閣がこういうような自由経済の方針として持つておられるとしても、砂糖に限っては又話は違いますが、肥料の加里肥料或いは過燐酸肥料というようなものに限っては、これは統制をやらなくちやいかん

のじやないかと私は考える。今のままの組織をうまく使つてできない相談をやつては、一歩前進して統制にしたらどうか、それがいけないのなら、少くとも本当の実需者の団体を相手に或る程度これはそのほうに向けてやる。やり方は政府が委託加工としてこいつを販売してもいいし、まあ実需者の要望によつて貿易商社を越えて輸入して行くという手もありました。私が、私どもはそういうような生温い手じやなしに、全体の値段を一遍政府でプールするということが必要じやないかと思つておられます。現に塩がそういうことをやつておられますが、この砂糖とそれから一部の肥料、これはどうしてもやらなくちやいかん。このじやないか、これはもう前から何遍も論議が出たことだらうと思つておられます。もう少しはつきりした農林省の御意見を聞きたいのですが、このままで同じようなことをやつて行く、これはもう去年の続きをやることは目に見えておるのです。思

い切つたところをやらなくちやいけないのじやないか、どうも農林省のやり方が鈍いので、のろいので、もう少し抜本的な方策を講じなくちやいかん。のじやないかと思つておられますが、何遍も御意見を聞きたいので、御意向を聞きたいのですが。

○政府委員(前谷重夫君) 只今の農林委員のお説ですが、需給状況が逼迫いたしますれば、そういう形にならうと思つておられますが、この統制にするか、或いは管理をするかというものは政策の根本問題でございます。又一方におきましてデフレ的な政策も進められておるわけでございますので、今現在の我々の考えといたしましては、デフレ政策の進行状況と、それから消費実態といふものとをもう少しその推移を見るべきじやないかというふうな考へておるわけでございます。根本的にそのいう態度をとつたらどうかというところは、これはまあ政策の根本問題でございます。殊に砂糖のみならず、その他の輸入のものにつきましても相当問題があるわけでございます。これは全般的な経済の方向の問題とも関連すると思つておられます。私からお答へするのはその程度だと思つておられます。

り、貿易業者或いはその間に介在する流通過程の商人、これらがたまたま砂糖にタッチしておるといふだけで自由に儲ける。こういうような点をそのまま農林省或いは関係官庁が知らん顔をしておるといふのは、大きな国民に対する責任問題じやないかと私は考へる。何とか抜本的なことを一つ考へて頂きたい。それから国内産の砂糖の生産状況、これのお話の一つも出て来ませんが、いつか申上げましたように、世界中で、欧州のあの寒い国へ行きましたも、安い熱帯産のシュガーがあるのに、こいつを輸入せずに自国で或る程度自給してゐる。消費の半分程度は自分で作つておる。特に日本の現状としましては、今外貨のこういうような状態、何とかして国内でこういうようなものはできるだけ自給せねばいかんという時期が来ているのじやないかと思つておられますが、北海道のビート・シュガーの生産増強をやる、こういうような方面には殆んど食糧庁長官のお話が出ませんが、これも農林省のやり方は余り無責任じやないか、外貨はこれほど窮乏な状態になつておるのですが、こういうような完全消費の品物でありますから、こういうものを或る程度輸入して、或いは皆が満足する程度に近いくところまで輸入して行こう、こういうような方針はおかしいじやないか、もつとどうして北海道の生産増強をやらんか、国内の生産が値段が高くなりましていいじやないか。高い値段を輸入品とプールして少々高くなつてもいいじやないかと私は考へる。今の北海道をもう少しつづければ、今の五倍や十倍の砂糖の生産はできるのじやないか。又過殺も申

上げましたように、砂糖「きび」、今の本当のケーン・シュガーじやなしに、暖帯地方或いは温帯地方でも相当程度の砂糖分の高い品種ができてゐる。こういうふうなものを富士の山麓とか、下のほうのあいてゐる土地にどん／＼植えて行つたらどうか、そういう生産を強化するということももつと真剣に考へなくちやならないのじやないか。どうも農林省のやり方を見ていますと、今のままで何とかやつて行こう、こんなことじやどうにもならんのだじやないか、この国内産の砂糖の生産増強についてどういふ工合に強い手を打たれるわけでありませうか、お伺いしたい。

○政府委員(前谷重夫君) 北海道のてんさい糖につきましては、北海道庁といたして協議しまして増産計画を立てておられます。この増産計画の進行状況を見ておられますと、計画を上廻つて生産が上つておられます。終戦当時におきましては殆んどその生産が潰滅しておりましたのが、現在におきましては砂糖にいたしまして四万トン以上の生産に上つておるわけでございます。道庁で生産計画を立てました実績をその当該年度としては上廻つたような状態になつておられます。この面につきましては、食糧特別会計におきましてシュガーを買上げることにしまして、そのうして生産のために原料シュガーの価格の指示もいたしておりました。大体道庁がお立てになりました増産計画は十分遂行し得ておるといふように考へておられます。ただその他の問題につきましては、御指摘のいろ／＼な砂糖の工業的な面があるかと思つておられます。ケーン・シュガーとか、或いはその他の

いろいろあるわけでございますが、これにつきましてはまだ技術的な問題も解決されておられませんし、今一、二その試験的な研究が進められておるといふ段階でございますので、その研究の状態を待つて考へたいと、かように考へておられます。

○上林忠次君 附加してくれど申上げますが、私が輸入品を全部一遍農林省の特別会計でもつてプールのしたらどうかと言つておられるのは、日本の国内産の生産を上げて行くというためにもやつてもらいたいです。どうせ国内産は高くなりますが、高くなつてもこれは安い砂糖とプールの計算でやつて行く、そうして国内の産業を進展させるということをやする時期がもう来ているのじやないかと思つておられます。どうしてそういうような手を打つてもらいたい、すでに現在でも外国から入つたやつが皆単価が違ふ。競争で安いところからばかりとれないというふうな状況でありますために、どうしてそういうような一つクツシヨンが要るのじやないか、この際一つ統制に飛び込む、或いは中途半端の過程としまして、需要者のまとまつた団体に対しては、これは政府で直接配給してやるというところまでどうしても行つてもらいたい。それでなかつたら去年と同じようなことを繰返すということがもう目の前に見えておる、こういうふうなことを見ながら在在日を送るといふのは農林省の怠慢じやないかというくらいに私は考へるのであります。十分その点は一つ御努力願ひまして、何とか砂糖の価格の安定した将来へ持つて行くことを希望申上げさせていただきます。

第九部 農林委員会会議録第三十七号 昭和二十九年五月十八日【参議院】

○鈴木一君 長官にお尋ねしたいのですが、先ほどから、又従来の審議の過程でも、メーカーの育成というふうなことに非常に砂糖問題については重点が置かれていたような感じもするわけなのでありますが、勿論国民経済上どうしても必要だというふうなもの育成は考えなければならぬというのは当然のことだと私は思うのであります。名古屋精糖の問題ですね。戦後全然なかつたのです。それがあれだけまあ大きくなつた。割当の仕方なんか名古屋精糖では神戸の工場が完成するのを待つて割当をきめるかのごとき印象を我々は受ける。而も名古屋精糖の役員を構成を見ますと、日銀からも入つておるし、大蔵省からも入つておるし、東海銀行からも入つておる。その後には自由党の政調会長の池田氏がいろいろ操つておるというか、背後におつてそれ／＼相談に預つておるという事は、これ又天下周知のことなんです。これがどうしても国民経済上必要だということになると、私は誰が背後におろすが、どういふ役員構成であろうと、それはかまわない。別に必要ではない。従来の設備が不合理であれば合理化してもかまわない。まあこういつたようなことが出て来るといふのは……、というふうなことに對して、私はそれは長官の責任であるかどうかという事ではなしに、そういうことを行政を担当しておられるあなたの方として、これは止むを得ない、我々のせいではないということでは見ておられたのか。むしろ自由経済だから、こういうのができるのも当然だといふようなことでは見ておられたのか、そういうことに対する感想を承わつて

みたいと思つておるのです。私はどうも腑に落ちないのです。これは必要なものなら大いに育成しなければならぬけれども、必要でないもの、而も日銀あたりから特別外貨貸付という事で三億も貸付ける。これはあなたのせいだといふけちくさい考えは毛頭ありませんけれども、これはまああなたの担当しておる行政の面において、ここまででつち上つて来たという事に対して、あなたはどういふ考えを持つておられるのか、その感想を承わりたいと思つておる。

○政府委員(前谷重夫君) 御指摘のうちに、現在の砂糖の能力は過剰になつておるといふことは、これは私は率直に認めます。併し又この過剰設備の原因が、これは私は全部とは考えませんが、その原因の一部といたしまして、外貨の割当がそういう過剰成績を促進するといふふうに使つたといふことはこれは率直に認めざるを得ないと思つておる。ただ御承知のように、この過剰設備が早急にできましたのは二十七年でございますが、この計画は立てましたので、それまでの間はそれほどなかつたのですが、一時的に各社が競争的に計画をいたしたわけでございます。先ず設備の計画も当然に相当の期間を要するわけでございます。あらかじめそれによつて設備の増設を禁止いたしておりまして、それから手を打つたろうという事なら別でございますが、すでに設備に着手いたしておるといふ場合において、突然にこれを停止せしめるというふうなことは事実問題として困難であつて、この点は十分今後の関係においては反省しなければならぬと思つております。

○鈴木一君 あまり申上げても、できなかつたからしうが、ないと思つておるけれども、あなたのほうで積極的にもう少しお考え願へば、こういうふうな無駄な設備をしなくても済んだのじやないかといふふうな気がするので、これは政治家も悪いと思つておるし、これ以上申しません。

○宮本邦彦君 今粗糖は市場へ出しておりますか、どういふ形でのくらいつておりますか。

○政府委員(前谷重夫君) 粗糖は従来でございますと、インポーター割当の場合には市場へ出ることもございまして、需要者割当の場合には出ない、粗糖の需要が現実にはどれほどあるかといふことは、先般粗糖については需要者割当をいたしました結果として或る程度の数字が出て来るかと思つておるが、大部分先ほど御議論が出たように、粗糖自体の需要は少く、委託精糖をいたしているのが多いのではないかといふふうにお考へております。

○宮本邦彦君 数量は……。

○政府委員(前谷重夫君) 数量はまだつかみ得ないです。

○委員(片柳眞吉君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員(片柳眞吉君) 速記を始め

○委員(片柳眞吉君) 速記を止め

○委員(片柳眞吉君) 速記を始め

○委員(片柳眞吉君) 速記を止め

○委員(片柳眞吉君) 速記を始め

○委員(片柳眞吉君) 速記を止め

りますので、向うがおりますれば、大分大きな修正がされておりますので、修正個所の説明を、今参りますればして頂きたいと思つておる。

○政府委員(大坪藤吉君) 先ず河野委員よりこの前事前に御質疑として通告のありました問題につきまして、その第一点であります飼料需給安定審議会に關する問題であります。それでこの問題につきましては、いろいろと相談をいたしました結果、今週以内に懇談会という形式を以ちまして、全員の懇談会を開催することにいたしましたのであります。で、正式の審議会につきましては、その席上いろいろと御意見を伺ひました上で措置をいたしたいと、かように考へておるのであります。次には、現在のこれは飼料中の「ふすま」の問題であります。これにつきましては、外国の「ふすま」の輸入を差当り五千トン程度を早急に輸入すべく手配をいたしているのではありませんが、五千トン全部はなか／＼引合のできな

いような事情にあるのであります。併しながら、その範囲内におきまして少しでも多く輸入をすべく努力いたしているのではありません。「ふすま」に代りまする代替飼料として、イラクの大麥その他のいわゆる食糧用の飼料を特配と申しますか、格安な品物を畜産団体等に配給いたしますべく、食糧庁に協議をいたしまして、差当り七千トン程度を早急に配給いたしたいと、勿論これでは不十分でありますので、更に「ふすま」代替飼料としての大麥の増配方を協議中である次第であります。そのほか御承知と思つておるが、すでに四大製粉メーカー等につきましては、私どもの考へておりますような価格

で配給をしてもらうべく、行政的に協議をいたしまして、おおむねその同意を得ているのであります。が、實際問題といたしましては、すでに先物契約が相当数字を占めておりますので、全部が全部私どもの申入をいたしました価格で配給するといふことは、現在のところ困難のような事情にありまして、メーカーのほうにおきまして、その私どものこの申出の趣旨につきましては了解して頂きます、できるだけそういうふうな価格で配給するよう

にいたしたいといふようなことであるのであります。そのほかできるだけ飼料の生産を増加すべく、食糧庁に大麥の増配或いは小麥の増配等の措置を目下協議いたしているのではありません。

○河野三三君 外国の「ふすま」を輸入するとか、イラクの大麥を早下げるとか、いろいろ／＼まあ言われましたが、私大體申上げましたように、これはいづれも先の話なんです。今日只今一体どうしてくれるという私は対策をあなたに望んでいるわけなんです。対策は私はいんじやないと思つておる。ちよつと今私あなたのお答えを聞き漏らした点がありますが、例の安定法の第七条の発動は、これはまあ審議会の委員の意見を聞いてきまることがあります。が、畜産局長自体はこの第七条を發動する時期に到来している、かようなお考へをお持ちになつておられますか。

○政府委員(大坪藤吉君) その点は非常にむずかしい問題じやないかと思つておる。が、今週内に飼料需給安定の懇談会、これは全メンバーによる懇談会を開きまして、いろいろその点についての御意見を承わりたい、かように考へておるのであります。

の上で政府としての態度をきめたいと、かように考えているのであります。

○河野謙三君 それはむずかしいにはむずかしいですけれども、あなた自体はこの第七条というものを発動する時期が来ている、かような御見解ですか、どうですかと伺つてゐる。あなたが審議会の委員を集めて、政府としてはかく／＼の対策を持ち、安定法第七條についてかく／＼の意見を持つてゐるということをお聞きすれば、審議会の委員の意見が聞けないでしよう。その場合あなたは一体第七條についてはどういふ見解を持つておられるのか、それを伺いたい。

○政府委員(大坪藤市君) 只今申上げました麦類の配給等の問題につきましては、現実の問題であるのであります。食糧庁が現に手持しております小麦を七千トン程度差当り配給するといふことであります。これは外国から輸入いたします「すま」等の問題のように先物じやないであります。現実の問題として扱下をいたす、こういうことに相成るのであります。それで第七條の問題でありますが、現在の状態におきましては、いわゆる第七條に規定しております飼料配給が逼迫し、価格が著るしく騰貴しておるといふふうに一応は考へて差支えないのじやなかろうかと、かように考へるのではありませんが、そのやり方等につきましても、これはいろいろの問題がござりまする。直ちにそういうふうな事情がござりまするために、それによつて直ちに発動するといふことが行政的に妥当であるかどうかという点につきましても、いろいろ問題が分れると

思うのであります。その間のやり方等につきましても、いろいろ委員の御意見等も伺つてみたい、かように考へておるのであります。勿論すでに個別的には委員にいろいろ御意見を伺つておるのであります。また全体としての意見は伺つておられません、それらの点につきましても、よく御意見を伺つてみたい、かように考へるわけでありませう。

○河野謙三君 それは畜産局長、あなたが先にあなたの腹をきめなさいやいけませんよ。審議会の委員を招集してみたと、製粉業者を代表する委員は第七條発動反対にきまつておられます。真に農家を代表する委員であつたならば、農家の代表といふものは第七條を発動すべしといふことにはきまつてゐるのだ。これは委員会といふのは二つの意見が分れるのは当たり前なんだ。その場合にこれらの賛否両論の間に挟まつて、政府は、当該責任者である畜産局長は如何なる見解を持つておられるかといふことは非常に大きな問題になる。あなたはいろいろ／＼ああこの言つておられますけれども、どうも私は察するところ第七條を発動しても大してこれはきめ手にならん、だからこれは第七條を発動しても駄目だ、こういうふうな意見をお持ちになつてゐるようには私は想像いたしません、私の想像は間違つておりませんか。

○政府委員(大坪藤市君) 必ずしも第七條が駄目だといふふうには考へておりません。又委員のかたも必ずしも製粉業者の代表者が多いとも限つておりませんので、そのほうの構成は各界の代表者を網羅しておりますし、特に学識経験者も、国会議員のかたも相当

多教おられますので、必ずしもそういうふうな業界の意見を代表するといふふうにも限つてゐないと思ひます。いろいろ委員のかたが多教おられますので、各方面の意向を十分に一つ承りたい、かように考へております。

○河野謙三君 畜産局長が私は審議会の臨むに當つていろいろことで私はいと思わね、あらゆる飼料に対する外国の事情から、国内の需給関係、あらゆる資料をあなたぐらい手許に集めてゐる人はない。生産者は生産者で集めてゐるでしょうけれども、これはやはり資料が少い、又意見が片寄つておる。あなたが一番豊富な資料を持つて一番中立の立場にある。あなたが先ず審議会の委員に向つて、政府の方針とはいふまでもなく、あなた個人の見解といふものがなくちや、私は審議会の結末はつかんと思つて、そうじやありませんか。やはりあなたが審議会の臨むに、今私におつしやつたようなことを言つてもりですか、どうなんですか。若し審議会の委員の一人から、私は委員じやありませんが、委員の人から畜産局長は一体どう思つたかと言われたとき、あなたどうします。

○政府委員(大坪藤市君) 勿論各般の情勢につきましても、何らか委員各位に詳細に御説明申す考へております。なお発動する場合におきます各般の好結果と申しますか、そのやりました場合におけるいろいろその作用といふような点につきましても、いろいろこれは御説明申上げなければいかんと思つてあります。各般のそういう問題につきましても、これが極めて複雑であり、又困難な事情にありますが、直ちに第七條というものを発動していかどうかという点につきましても、是非問題があるかと思つて、少くも検討を重ねて参りたい。そのために審議会の委員等の意見も十分に一応事前に承りたい。かように考へるのであります。

○河野謙三君 今の御発言によりまして、あなたは第七條を発動する時期ではない、こゝろいふ御見解のようにはつきりと私は受取りましたが、どうでありますか。

○政府委員(大坪藤市君) その点は、必ずしも発動の時期ではないとは考へておりません。(はつきり言へよ)と呼ぶ者あり)それらの点につきましても、よく各般の事情をもう少し検討して参りたい、かように考へます。

○河野謙三君 あなたは非常に固くなつてゐるから、それじや私からあなたに申上げました。あなたは今何とおつしやいました。内地の製粉会社に「すま」についてどれだけ供給見込があるかといふことを調べたところが、会社によつては、もう先物を売つちやつてゐるからといふので、幾らも農林省の配給計画と申しますか、こういう計画の数字に乗せるものはないと言つてゐる。こゝろ言つたでしよう。あなたはそれを製粉会社が言つたのをまともに入れておられますか、私は皆知つてゐる。或る大会社は比較的協力的に、五月も、六月も、七月のものも協力して、これだけのものは六月に出します、これだけのものは七月に出しますと言ふ。或る一方の製粉会社のほうは、六月はもう売つちやいました、七

月には売つちやいました、こゝろ言つてゐる。それで、こゝろいふ事情で、是非問題があるかと思つて、少くも検討を重ねて参りたい。そのために審議会の委員等の意見も十分に一応事前に承りたい。かように考へるのであります。

○河野謙三君 あなたは非常に固くなつてゐるから、それじや私からあなたに申上げました。あなたは今何とおつしやいました。内地の製粉会社に「すま」についてどれだけ供給見込があるかといふことを調べたところが、会社によつては、もう先物を売つちやつてゐるからといふので、幾らも農林省の配給計画と申しますか、こういう計画の数字に乗せるものはないと言つてゐる。こゝろ言つたでしよう。あなたはそれを製粉会社が言つたのをまともに入れておられますか、私は皆知つてゐる。或る大会社は比較的協力的に、五月も、六月も、七月のものも協力して、これだけのものは六月に出します、これだけのものは七月に出しますと言ふ。或る一方の製粉会社のほうは、六月はもう売つちやいました、七

月には売つちやいました、こゝろ言つてゐる。それで、こゝろいふ事情で、是非問題があるかと思つて、少くも検討を重ねて参りたい。そのために審議会の委員等の意見も十分に一応事前に承りたい。かように考へるのであります。

○河野謙三君 あなたは非常に固くなつてゐるから、それじや私からあなたに申上げました。あなたは今何とおつしやいました。内地の製粉会社に「すま」についてどれだけ供給見込があるかといふことを調べたところが、会社によつては、もう先物を売つちやつてゐるからといふので、幾らも農林省の配給計画と申しますか、こういう計画の数字に乗せるものはないと言つてゐる。こゝろ言つたでしよう。あなたはそれを製粉会社が言つたのをまともに入れておられますか、私は皆知つてゐる。或る大会社は比較的協力的に、五月も、六月も、七月のものも協力して、これだけのものは六月に出します、これだけのものは七月に出しますと言ふ。或る一方の製粉会社のほうは、六月はもう売つちやいました、七

月には売つちやいました、こゝろ言つてゐる。それで、こゝろいふ事情で、是非問題があるかと思つて、少くも検討を重ねて参りたい。そのために審議会の委員等の意見も十分に一応事前に承りたい。かように考へるのであります。

月には売つちやいました、こゝろ言つてゐる。それで、こゝろいふ事情で、是非問題があるかと思つて、少くも検討を重ねて参りたい。そのために審議会の委員等の意見も十分に一応事前に承りたい。かように考へるのであります。

○河野謙三君 あなたは非常に固くなつてゐるから、それじや私からあなたに申上げました。あなたは今何とおつしやいました。内地の製粉会社に「すま」についてどれだけ供給見込があるかといふことを調べたところが、会社によつては、もう先物を売つちやつてゐるからといふので、幾らも農林省の配給計画と申しますか、こういう計画の数字に乗せるものはないと言つてゐる。こゝろ言つたでしよう。あなたはそれを製粉会社が言つたのをまともに入れておられますか、私は皆知つてゐる。或る大会社は比較的協力的に、五月も、六月も、七月のものも協力して、これだけのものは六月に出します、これだけのものは七月に出しますと言ふ。或る一方の製粉会社のほうは、六月はもう売つちやいました、七

月には売つちやいました、こゝろ言つてゐる。それで、こゝろいふ事情で、是非問題があるかと思つて、少くも検討を重ねて参りたい。そのために審議会の委員等の意見も十分に一応事前に承りたい。かように考へるのであります。

月には売つちやいました、こゝろ言つてゐる。それで、こゝろいふ事情で、是非問題があるかと思つて、少くも検討を重ねて参りたい。そのために審議会の委員等の意見も十分に一応事前に承りたい。かように考へるのであります。

入つていない。こういうところであな
がこういふことを言つていて一体畜産
振興になりますか。養豚の五カ年計画
十カ年計画、今までは幸いにうまく
行きましたが、これから今まで通りあ
なた養豚の増殖計画が進むと思われま
すか、進まないでしょうか。あなたが仮に豚
を飼つて御覧なさい。「せきせいんこ」
や何か飼つているのと違ひますよ。雑
物じやないですよ、あれは……。そ
ういふ点で少し今日は話がきつくなりま
したけれども、私は本当にこの餌の間
題じや昂奮しておるのだ、私は……。

こういふことで政治なんてありません
よ。これから一体麦の値段をどうし
てきめるのですか、あなた。農林大臣は
この間、去年の麦の価格以上に値をな
かなかきめにいと云つておるでしょ
う。そうすると、大体小麦が二千円前
後でしょう、これは決定的ですよ。
「ふすま」といふものは六十キロに直
して、大体小麦の価格の半分ぐらいが妥
当ですよ。ところが小売で「ふすま」が
千七百円ですよ、農家が買つておる
のは二千円台ですよ、その一倍倍と
言つたらどうなりますか、今年政府が小
麦が三千円できましますか、政府は二
千円ぐらいにしかきめられないと云つて
おる。而も「ふすま」は農家が八百三十
円から八百五十円を買つておる。而もこ
れを農林省がどうもこうもできないの
で、ただ安定法というものがあつたの
に、ただ安定法というものがあつたの
に、七条というものがあつたのに、

これを死文に終らしては。これが畜
産局長が発動するかどうかの決心が付
かない。一方製粉会社はあなたの手許
を讀んで、製粉会社になめられていま
せんが、豚や牛を自分で飼つておる人
はもつと怒りますよ、私でさえこのく
らい怒るのだから……。もう少し私
は、意見がましくなりましたが、これ
はどうしてもこの問題を農林振興の前
提として、私はもつと明快に具体的に
御説明願わなければならぬ、私はこの
酪農振興なんて進まないと思ふ。冗談
じやないですよ、この餌の話は……。

第九部 農林委員会会議録第三十七号 昭和二十九年五月十八日【参議院】

問題は既肥の分と相殺をしてありま
す。大体その換算の価格といたしまし
て四千円検討のものが労務費として支
出され、又同じくいろいろのものが既肥代
に相当しておるといふ一応の計算であ
ります。で、次に餌の問題であります
が、これにつきましてもは何といたし
ましても、先ずこれは供給量を殖やす
ことが現在の段階としては一番必要で
あり、緊急的なものではなからうか、
こういふふうで考へておるのでありま
して、先ほども申し上げましたように、
裾麦をできるだけ多く差当りの問題と
して放出してもらつたというところに折衝
いたしておるものであります。なお「ふ
すま」の海外買付は甚だ困難でありま
すが、これにつきましてもできるだけ
け速かに、而も期近のものが参るよう
に関係の省と常時折衝いたしておるの
であります。

○河野謙三君 私は最後に、イラクの
小麦の扱下と言われましたが、これは
実需団体の扱下でしようね、従来の通
り、これを一つ畜産局に伺いたいこと
で、私は食糧庁長官に、私は実は毎年
言つておる。今も申し上げましたが、私
は一体小麦の扱下価格の決定に当つても、
基準価格である小麦と「ふすま」の価
格がこれほど暴騰しているのに、あな
たは畜産局長とは別のお立場で何かお

考へになつておられますか。これは基準
価格の五百五十円なり、麦の価格の三
百五十円より下ることもある。だから
下ることがあると言つたつて、過去に
おいて少し下つたことはあります。あ
りませうけれども、今度のように大暴騰
をして、而もそれが長期に亘つてお
る。これはいわば食糧庁が、あなたが
幾分会社に不当の利益を与えていま
すよ。精麦業者にあなただが与えてい
るのである。製粉精麦会社の企業努力
によつて儲かつておるのではないので
すよ。これほど社会悪はありません
よ。これに対しては、暫らく推移
を眺める、製粉会社の自衛に待つ、精
麦業者の自衛を求め、こう言われる
のですか。それともこれ以上はもう我
慢できない、何らかの措置をとらな
きゃいかんといふことは、食糧庁長官と
しても、あなたが麦の扱下の価格決定
の基礎から割出して、もうこれ以上は
放任できないといふことは、当然私は
あなたの腹には期するところがあつた
と思うのですが、これはどうなんです
か。それからかねて私からあなたに申
上げました、毎月一万トントラい学校
給食の小麦を扱下げておられますが、こ
れから出て来る二千五百トンの「ふ
すま」は、これは私は即時紐付きにし
て扱下すべきだと、こういふことを申上
げましたが、これについて一つどうい
う措置をとられておるか、伺いたいと
思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) 飼料価格の
値上りの原因は、畜産局長からいろ
ろお話があつたように思ふのでありま
すが、大きな原因として、米「ぬ
か」の原因があらうかと思ひます。
我々も現在の状態におきまして、現在

の価格が妥当であるといふふうには考
えておりません。従ひまして、それで
これを根本的に、根本的にと言いま
すか、殖やすために如何なる手をつた
らいいかといふことで、輸入の点と大
麦の扱下を早急に実施するつもりで
ございませう。七トントンは政府輸送によ
りまして早急にこれを積出しできるとい
ふふうで考へておられます。更に五等麦
等の在庫を今検討いたしておられます
が、只今の七条の問題は、これは我々
からいたしますと、御指摘のように
麦価決定とも関連がございませうが、大
体工場渡しの袋詰めで六百円程度
にならうかと思ひますが、これにつ
きましては多少の変動がございませうが、
現在の状態に対しては上り過ぎである
から、製粉会社に対しては、この
値の指示をいたしておるわけござ
いませう。ただこれにつきましても、現
在の流通市場の関係が如何に動
いて参りますか、又従来委託加工を
いたしたために、市場に出る「ふ
すま」が非常に少なくなつたというよう
なことの影響がございませう、これは勿
論その部分は事業者団体に行つてお
りますから、安く行つておると思ひま
すが、市場価格がそれに対して非常に影
響があるといふふうな点もございませ
う、その点については慎重に考へな
ければならぬといふことを考へてお
るわけございませうが、これに對し
て、いろいろの手を打つておるわけ
ございませう。それから学校給食の委託
加工につきましても、この前御意見が
ございませうから、私もこれは当然や
べきだと考へまして早速調べたわけ
でございませうが、学校給食の委託加工

につきましたは、文部省との話合によ
りまして、三月の下旬にすでに指令を
発しておるわけございませう。発して
大体四月中に大部分のものを委託加工
が終つておられますと、それから
政府の手持の小麦粉を出しておられ
るので、四月から六月までの分を売却
指令いたしましたものには間に合なかつ
たわけございませう。七月以降の分
につきましても、市場の状況を見てそ
ういふ処置をとり得るようにならうか
考へて参りたいといふふうで考へてお
ります。

○河野謙三君 長官、あなたもあ
いり、畜産局長も考へ願ひたいので
すが、あなたも当然このままじや仕
方がないといふことを考へておられる
のだが、その結果具体的に私たちは案が
聞けないのは非常に惜しいですね、
ただ將來どうするか、こうするとか、
私はこの間畜産局長に言つたのですよ、
あなたがいないときに……。四月や
五月先のことを聞いているのじやない
のだ、あなたは今日、あす一体現実に
つておる農家、一方においては養鶏家
が引合わなくなつて鶏を三割くらいひ
ねらなきやならんといふふうになつて
おられるのですよ。そういう事態に
直面して一体もう少し、今日どうす
る、あすどうするといふ話が開きたい
ものだと云つたのです。同時に製粉業
者がこんな長きに亘つて不当な、工
場渡し七百円の「ふすま」を売つてお
る、これを如何なる形でこの不当な利
得を吸収されるあなたはお考へを持
つておられますか。これはもう過
つたことだから、これは製粉会社の懐
ろに入つたのだから仕方がないと、こ

一五

ういうことですか。私はそのまま過去の不当な利得までも政府は政府の責任において吸収して、何らかの形で不当なる価格で買った農村に移さなくちゃいけないと思う。そのくらの対策がなくちゃ私はいけないと思う。そういう対策もそれやこれから先、目前あすからどうするということもない。あなたに一つ安定法第七条のあなたの御見解を聞きたい。一体あれを發動する以外に、あれは絶対的なものじゃないかと思う、あれによつてすべての問題が片付くとは思わなければならない、せめて政府が今とり得る措置というものは、去る国会において議決されました飼料供給安定法の第七条の發動以外に手はない、或いは絶対的な条件ではないけれども、これに対して或る程度の緩和剤になる、こう思うが、それさえも食糧庁長官も畜産局長もまたその時期でないという見解を持つておられるなら、私は遺憾ながらあなたたちの良心を疑わざるを得ないと思うが、あなたたちの第七条發動についての見解を一つ伺いたいと思います。

○政府委員(前谷重夫君) 早急の問題といたしましては、先ほど申しましたように政府所有の大麥の私下、これは早急に実施いたして参ります。これによつて供給力が相当殖えると思ひます。それに続きまして、直ちに又他の政府所有麥についての調査もいたしておきます。これも早急にやりたい。私はこれが一番早急に打ち得る手ではないかと考えておる次第であります。それから輸入の点につきましては、お話しのように輸入の期間がございますから、これは先の問題になるわけであり

のものを今極力政府輸送して参ります。これは九州方面でございます。これも直ぐに需要地のほうに持つて参る努力をいたしておきます。それから第七条の關係でございますが、これは勿論飼料の問題といたしまして、飼料供給安定法にございませす通り、これにつきまして、我々もいたしまして食糧管理の面との調整もございませす、又これについての受入の問題というふうな点があるかと思ひますので、先ずそういう政府が早急に打ち得る手を打つて、更にそれについての方を統一いたしたいというふうな考へておるわけにございませす、やはり今度の事情は全体的な供給不足でございますから、早急にこれは供給量を増すというものを一方において手を打たなければならぬというふうな思つております。

○河野謙三君 前からの私下の方法を言つて下さい、これは実需団体の私下ですか。当然そうだと思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) これは畜産局とも相談いたしておりますが、実需団体に私下いたしまして、今実需団体と着駅の關係を相談して輸送にもかかつております。

○委員長(片柳眞吉君) それではなお御質問があるかと思ひますが、衆議院の修正につきまして、只今衆議院から衆議院議員川俣清君が見えておられますので、同君から修正の理由につきまして説明を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(川俣清君) 酪農振興法案中修正の部分について御説明申し上げたいと思ひます。

酪農振興法案の主要な修正点を簡単に御説明申し上げます。

第一に、第一条の目的であります。原案におきましては、牛乳処理法的色彩が濃厚で、酪農によつて農業経営を健全化するというような酪農と農業経営一般との連関が必ずしも明確でなかつたのであります。酪農の急速な普及発達及び農業経営の安定を図る旨の規定を加え、この点を明瞭にしたことであります。

第二に、酪農振興計画の策定に当り、市町村、農協、同連合会等の意見を十分反映させることによつて、第十二条以下の規定により都道府県知事の行う施設の新設又は変更についての承認が酪農振興計画に基き行われることを明確化するため、第三条に所要の修正を加えたのであります。

第三に、原案においては集乳事業が生産者団体以外の独立の事業分野であるような印象を与えていたのであります。牛乳は元來農協が集荷して居るのではなく、農協の共同販賣事業として乳業者に販賣いたしているのが現実の姿なのであります。第十六条中「集乳事業又は乳業」という字句を削る等、所要の修正を加えたのであります。

第四は、原案におきましては非常に草地偏重の色彩が強かつたのであります。が、集約酪農地域において合理的な酪農経営を行いますためには、耕地をも含めて自給飼料の増産がなされること、これが根本問題なのであります。第三節の表題を「集約酪農地域における自給飼料の生産のための農用地の利用」に改めて、第九条に所要の修正を加え、草地のみならず、耕地についても生産計画を定めるほか、草種草生の改

良事業等を行い得るよう修正したのであります。

第五に、都道府県が生乳等の取引の紛争の斡旋を行うに当り、その効率的な運用を図るため、農林大臣の協力を求め得るよう、所要の修正を加えたのであります。

第六に、紛争の斡旋の申請を行うにつき、原案では手数料を納付する等の規定があつたのであります。これは生産者に相当の負担を与え、斡旋制度がその面から事実上崩れることも考えられますので、これらの規定を削除し、生産者がいつでも容易に斡旋を申請し得るよういたしましたのであります。

第七に、第二十一条の拒否された勧告案を公表する規定につき、「当事者の秘密を除き」の条項を削つたことによりあります。この規定を置きますと、これを悪用されて本条の趣旨が有名無実にされる可能性があるからであります。これを削除いたしましたも、眞に当事者の秘密に属する事項は、条理上当然公表できないものと解するのが妥当であらうと思ひます。

第八の修正点は、酪農振興に関する重要事項を審議するため、農林省に酪農審議会を設けると共に、審議会に専門事項を調査させるため専門委員を設けることとしたし、所要の修正をしたのであります。予算の關係もあり、この規定は予算の裏付を持つて施行することとしたのであります。

なお、この際附加したいことは、審議会の委員の数でございますが、生産者代表二名、牛乳業者代表二名、学識経験者八名といたしておりましたが、この学識経験者八名の中には国会議員を

含まないということになつておる次第でございます。

以上簡單でございますが、御説明申し上げます。何とぞ衆議院の意向を十分御参酌の上御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 本日はこの程度で散会いたします。

午後四時四十二分散会

五月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案(衆)

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

(昭和二十八年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の三條を加える。

(金融機關再整備法の特例)

第十七条 この法律又は農林漁業組合再整備法に基き整備又は再整備を行つて居る農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに当該農業協同組合及び農業協同組合連合会が金融機關再整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の規定により調整勘定の処理を行うに当つては、同法第三十七條の第二項第一号及び第二号のイ並びに第三十七條の第三項から第五項までの規定は、これを適用しない。

この場合における同法第三十七條の二の規定による利益金の処分は、同法第一項第一号及び第二号

のイの規定により国及び地方公共団体に納付すべき額に相当する額を控除してなお残額がある場合に限り、これを行うことができる。

第十八条 前条の農業協同組合及び農業協同組合連合会が金融機関再建整備法の規定により調整勘定を処理する場合には、同法第三十七条の三第一項に規定する場合の外、前に旧勘定に属していた資産及び負債のうち同法第七条第一項の命令で定めるものを除くすべてについて確定評価基準による評価が行われていない場合においても、確定評価基準の定められていないものについては暫定評価基準による評価のまま、同法第三十七条の三第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣及び農林大臣の認可を受けて、調整勘定を閉鎖することができる。

第十九条 第十七条の農業協同組合及び農業協同組合連合会は、前条又は金融機関再建整備法第三十七条の三第一項の規定により調整勘定を閉鎖する場合において、その閉鎖の際その調整勘定に利益金の残額があるときは、命令の定めるところにより、これを国庫に納付しなければならない。

2 国は、前項の規定による納付金の額に相当する金額を、予算の定めるところにより、この法律又は農林漁業組合再建整備法に基く整備又は再建整備を行っている農業協同組合又は農業協同組合連合会の整備又は再建整備を促進するための経費に充当しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

●日本委員会に左の事件を付託された。

一、略農振興法案（予備審査のため）の付託は四月十七日）

昭和二十九年五月二十九日印刷

昭和二十九年五月三十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局